

変更 記事		京都市南烏丸市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
		ただし、1号棟排水管改修工事	NO. 1 24 枚の内		NO. 枚の内
		表紙・図面リスト	京都市住宅供給公社		令和 年 月
		令和8年3月	維持工事課		

# 京都市南烏丸市営住宅修繕工事 ただし、1号棟排水管改修工事

図面リスト		
図面番号	図面名称	縮尺
1	表紙・図面リスト	N/S
2	特記仕様書1（工事概要・特記事項）	N/S
3	特記仕様書2（工事条件・提出書類）	N/S
4	京都市住宅供給公社標準仕様書（配管工事・その他）	N/S
5	排水管改修工事仕様書	N/S
6	付近見取図・配置図	NS、1/1,000
7	排水系統図[1号棟]（現況・撤去）・住戸表	N/S
8	排水系統図[1号棟]（改修）・住戸表	N/S
9	屋外全体平面図[1号棟]（現況）・樹リスト	1/400
10	1階平面図[1号棟北]（現況・更生）	1/200
11	1階平面図[1号棟南]（現況・更生）	1/200
12	2～7階平面図[1号棟北]（現況・更生）	1/200
13	2～7階平面図[1号棟南]（現況・更生）	1/200
14	屋外平面図[1号棟X26-X30]（現況・撤去・改修）	1/100
15	屋外平面図[1号棟X30-X33]（現況・撤去・改修）	1/100
16	屋外平面図[1号棟X41-X43]（現況・撤去・改修）	1/100
17	屋外平面図[1号棟Y4-Y12]（現況・撤去・改修）	1/100
18	平面詳細図（1）[1号棟2～7階一般住戸（下階一般住戸）]（更生）	1/50、1/200
19	平面詳細図（2）[1号棟2階一般住戸（下階車いす住戸）]（更生）	1/50、1/200
20	平面詳細図（3）[1号棟3～7単身者・多家族住戸（下階同住戸）]（更生）	1/50、1/200
21	平面詳細図（4）[1号棟2階単身者・多家族住戸（下階比付）]（更生）	1/50、1/200
22	施工要領図[最下階]	1/30
23	施工要領図[中間階]	1/30
24	施工要領図[最上階]	1/30



特記仕様書 2 (機械設備)

Table with 2 columns: Item Name (e.g., 工事条件, 化学物質を放散する材料等) and Description/Requirements.

Table with 2 columns: Item Name (e.g., 官公署その他への届出手続等, 養生) and Description/Requirements.

Table with 2 columns: Item Name (e.g., 本工事に必要な官公署その他への届出等は) and Description/Requirements.

Table with 2 columns: Item Name (e.g., 京都市南烏丸市宮住宅修繕工事, 発注図) and Description/Requirements.



京都市住宅供給公社標準仕様書 (機械設備)

共通事項

天井吊り機器の振れ止め  
 機器名称等の明示  
 天井吊り室内機等の天井吊り機器には「建築設備耐震設計・施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)」に基づく、振れ止めを施す。ただし、吊長さが200mm以下の場合は振れ止め不要とする。(吊長とは、機器を吊る天井スラブ面から機器固定部までの長さをいう。)

1 主要機器(居室内を除く。)には機器名称、記号、系統名を明示する。ただし、水中ポンプについては、その系統の弁に同内容を明記した札を取付ける。  
 2 機械室及びパイプスペース内の配管、ダクト等には、種別、系統名、矢印を明示する。  
 3 弁類には、種別、系統名、開閉状態(常時又は季節ごとの開閉状態)、口径(地中埋設の弁のみ。)を明記した札を取付ける。ただし、湯沸器、洗面器等の弁を除く。  
 4 風量調整ダンパーには、調整後の目印を明示する。  
 5 マンホール蓋は、種別(汚水・雑排水)を明示したものである。

配管工事

塩ビライニング鋼管等の接合  
 さや管ヘッダー工法  
 塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管は、図中特記なき限りねじ接合(呼び径100以下に限る。)又はフランジ接合とする。  
 2 塩ビライニング鋼管のフランジ接合の場合で、やむを得ずフランジを現場で取付ける場合は、監督員の承諾を受けたうえで標準図(施工2)により取付ける。

さや管ヘッダー工法における架橋ポリエチレン管等の施工基準は、国土交通省住宅局住宅総合整備課監修の「公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版)機械編」(以下「共仕」という。)及び製造メーカーの技術基準による。ただし、「共仕」と製造メーカーの技術基準が相違する場合は、監督員と協議して仕様を決定する。  
 さや管と樹脂管は、同時に施工してはならない。樹脂管の通管は木工事完了後とする。ただし、下記事項の(イ)から(ハ)を遵守して施工する場合は同時施工してもよい。  
 (イ) 配管施工時、樹脂管は系統ごとに20cm程度の余長をとる。  
 (ロ) 木工事完了後、水栓接続前に内管10cmの押し引きを2回行う。  
 (ハ) 1系統の配管延長は10m以内とし、曲がり数は「共仕」による。  
 管の接合方法はワンタッチ接合、電気融着接合又はメカニカル接合とする。ただし、ワンタッチ接合は製造メーカーの技術基準とする。  
 さや管の支持間隔は1m以内とし、曲がり部分は両端を支持する。また曲げ半径が300R以上の場合は、曲がりの中央を支持する。

弁類  
 給水管に使用する呼び径50以下の弁類(流末部は管端防食型を採用する。)は青銅製ねじ込み型とし、仕切弁及び逆止弁の呼び径65以上はナイロンライニング(ナイロン11)を施したものである。  
 ボール弁はフルボアタイプとし、その主要部分はステンレス製とする。  
 バタフライ弁の弁体はステンレス製とする。

弁ボックス  
 1 弁ボックスは標準図に示す弁類とし、弁の呼び径50以下の場合はV0-Pとする。  
 2 給水装置特定区間に使用する水道用仕切弁等のボックスは、京都市上下水道局規格とする。  
 3 弁ボックス内には、口径及び系統名を記した札等を設置する。

量水器  
 直圧部は京都市上下水道局規格の量水器ボックスにおさめる。流末部は京都市上下水道局に借受料(本工事に含む。)を支払って受取り、地中設置の場合は「標準図」(機械53)におさめ、それ以外の場合はメーター保護カバー及び支持台を取付ける。

防虫網  
 水槽の排水・溢水管の末端にはねじ込み式で着脱可能な黄銅製防虫網を取付ける。

管の支持金物  
 1 水槽内配管、外壁露出配管及びビッド内配管の配管支持金物及び固定金物(インサート金物を除く。)はステンレス製とし、その他の屋外部分(屋上横走り配管等)は、溶融亜鉛めっき又はステンレス製とする。  
 2 鋼管で呼び径40以下の屋外立管はステンレス製立管バンド、呼び径50以上の屋外立管及び全ての横走り配管はステンレス製形鋼の架台に取付ける。  
 3 屋内の地中配管には、吊り金物を取付ける等の地盤沈下対策を施す。

配管材料等  
 図中に特記なき限り、下表による。

種別	適用	管種記号	図示記号	管材料	適用範囲(備考)
給水	○	SGP-VA	VA、VLP	水道用硬質塩化ビニル管[内面ライニング]	露出配管
	○	SGP-VD	VD	水道用硬質塩化ビニル管[内外面ライニング]	地中、ビッド内
	○	SGP-FVA	FVA	フランジ付硬質塩化ビニル管[内面ライニング]	露出配管
	○	SGP-PA	PA	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管[内面ライニング]	既設配管補修部分
	○	HIVP	HIVP、HI	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	一般配管
	○	PEP、PBP	PP	保温付樹脂管(保温厚5mm、被覆色:青)	一般配管
	○	○W	PE2(1)	水道用ポリエチレン二層管(1種)	引込給水管(特定区間)
	○	D1	D1NS	水道用ステンレス鋼管(NS形、1種)	配水管(水道本管)
給湯	○	PEP、PBP	PP	保温付樹脂管(保温厚5mm、被覆色:ピンク)	一般配管
排水	●	VP	VP、V	硬質ポリ塩化ビニル管	一般配管
	○	SGP	SGP、G	配管用炭素鋼鋼管(白)	既設配管補修部分
	○	D-VA	DVA	排水用硬質塩化ビニル管	既設配管補修部分
	○	SGP-NTA	ELP	排水用ポリエチレン被覆鋼管	既設配管補修部分
	●	FSVP	FSVP、FVP	耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管	図中特記
消火	○	SGP	SGP、G	配管用炭素鋼鋼管(白)	一般配管
	○	SGP-VS	VS	消火用硬質塩化ビニル被覆鋼管	地中
ガス	○	SGP	SGP、G	配管用炭素鋼鋼管(白)又はポリエチレン被覆鋼管	一般配管
	○	—	FP	ガス用ステンレス鋼管	一般配管

※ 樹脂管は、保温付架橋ポリエチレン管又は、保温付ポリエチレン管とする。  
 ※ 都市ガス管の管材については、ガス事業者の指定する管材とする。  
 ※ 液化石油ガス管の管材については図中特記する管材とし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律その他関係法令を遵守して施工すること。

ガス管の支持間隔  
 ガス配管の横走り管の支持間隔は次表による。  
 横走り管(鋼管)の最大支持間隔 日本ガス協会基準

支持間隔(m)	1.9	2.0	3.0	4.0	5.0
管径(mm)	15~20	25~40	50~80	100~150	200~

なお、横走り管の振れ止め支持及び立管の支持は「標仕」による。

防食処理  
 地中埋設部、コンクリート埋設部及び空気流通のない暗渠内配管で、保温を行わない鋼管類(ステンレス鋼鋼管及び合成樹脂等で外面被覆を施した部分を除く。)には防食処理を施す。  
 詳細は、「保温・塗装仕様」による。

スリーブ  
 1 スリーブの材質及び使用箇所は、次のとおりとする。

材質	使用箇所
亜鉛鉄板製	地中部分以外
ツバ付き銅管製	外壁の地中部分等の水密を要する部分
塩ビ管	地中部分で水密を要しない部分
紙製	柱及び梁以外の箇所、開口補強が不要であり、かつスリーブ径が200mm以下の部分で使用可能

2 塩ビ管はRF-VPを使用してもよい。  
 3 紙製スリーブを使用する場合は変形防止措置を講じ、配管施工前に必ず取り除く。

給水管、排水管、消火管等の地中埋設仕様は「標仕」による。ただし、残土処理の方法は特記による。

地中埋設管の埋戻し  
 地中埋設管の深さ  
 排水樹・汚水樹  
 地中埋設表示  
 逆止弁

配管の地中埋設深さは、車両道路では管の上端から600mm以上、それ以外では300mm以上とする。ただし、建物直近で外力により損傷を受ける可能性がない場所及び防護措置を施した場合はこの限りでない。

排水樹及び汚水樹の仕様は「標仕」及び「標準図」によるものとし、原則として排水樹はRC型、汚水樹はSC型を使用する。ただし、維持管理に支障のない場所については、プラスチック製を使用してもよい。(使用箇所は特記による。)

1 地中埋設仕様は、図中特記なき限り排水管を除く呼び径40mm以上の屋外埋設管の分岐及び曲り部に設置する。  
 2 埋設標識テープは、図中特記なき限り排水管を除く呼び径40mm以上の屋外埋設配管に設置する。

揚水ポンプ、消火ポンプ、冷却水ポンプ及び冷水ポンプの逆止弁は、次のとおりとする。  
 ・全揚程が30mを超える場合は、衝撃吸収式とする。  
 ・弁の呼び径が65以上の場合は、バイパス弁内蔵型とする。  
 ・呼び径40以上の揚水ポンプ、給水ポンプの逆止弁は衝撃吸収式とする。

その他

モデル住戸  
 特記がある場合、改修工事に先立ち、監督員の指定する空家を利用して住戸内各種工事を施工し、監督員の確認を受ける。

ガス工事  
 都市ガス工事は、大阪ガス株式会社供給規定による大阪ガス株式会社の責任施工とする。なお、管材料及び接合材料等は「ガス配管設計の手引き」(大阪ガス編)による。

ガス機器設置工事  
 ガス機器の設置に当たっては、「ガス機器の設置基準及び実務指針」(一般財団法人 日本ガス機器検査協会編)による。

腕章等の着用  
 団地敷地内で作業する工事関係者は、会社名等を記載した腕章や名札を着用する。また、敷地内に駐車する工事関係車両等については、決められた場所に駐車するとともに、工事名・会社名等を記載した駐車証を外部から見える位置に掲示する。

配管等保温・防錆工事

保温・塗装仕様  
 保温・塗装の仕様は、特記なき限り下表による。(斜線:原則使用しない、網掛:保温・塗装共不要)

名称	管材	屋内露出	屋内隠蔽						屋外露出			地中埋設	屋外設置浄水器配管カバー内	
			MB	天井内	床組内	遮しの裏下	木造壁内	PS	ビッド内	ピロティ	廊下天井下			外壁面(*4)
給水管	水道用硬質塩化ビニル管[内面ライニング]	A	B						う	C②	C②	C②		B
	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管[内面ライニング]													
	水道用硬質塩化ビニル管[内外面ライニング]		B											
	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	J①		B		B		B	B	C②	C②	C②		H
給水管・給湯管	保温付樹脂管(架橋ポリエチレン管・ポリエチレン管)	J②										J②		
給湯管	耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管	J①				E						F②		E
排水管	硬質ポリ塩化ビニル管	い											い	
	排水用硬質塩化ビニル管 ノリコート被覆鋼管	あ+い	あ+い	B	う	う		う	う	あ+い	あ+い	あ+い		
	排水用耐火二層管	い(*1)												
通気管	硬質ポリ塩化ビニル管	い	い	B(*2)						い	い	い		
	配管用炭素鋼鋼管(白)	あ+い	あ+い	B(*2)					う	あ+い	あ+い	あ+い	う	
	通気用耐火二層管													
消火管	配管用炭素鋼鋼管(白)	あ+い						あ+い		C	C①	C②		
冷媒管	冷媒用保温付被覆鋼管	D								F	F①	F②		
ドレン管	硬質ポリ塩化ビニル管	A		H				H		い	い	い		
ガス管	配管用炭素鋼鋼管(白)	い(*3)	い(*3)							い(*3)	い(*3)	い(*3)		
換気ダクト	スパイラルダクト(亜鉛鉄板製)	あ+い	あ+い							あ+い	あ+い	あ+い		
	スパイラルダクト(SUS製)			E										

(\*1) 排水管(FDPD-VP) 屋内露出の塗装仕様「い(\*1)」は便器後部接続部分のみ適用し、その他の部分については保温塗装共不要とする。  
 (\*2) 通気管の天井内保温仕様「B(\*2)」は最上階にのみ適用し、その他の階については排水管の分岐部から100mmまでの範囲には保温を施し、それ以外の範囲については保温塗装共不要とする。  
 (\*3) ガス管の塗装仕様「い(\*3)」において、亜鉛めっきが剥離した部分を補修することにより、露出・隠蔽共錆止めペイントを省略することができる。ただし、ねじ切りの鉄面は錆止めを施す。  
 (\*4) 屋外露出の外壁面(\*4)には、屋上及び外部から目視できる範囲を含む。

[注記事項]

- 保温を行う呼び径65以上の弁、ストレーナ等は、ビス等により容易に着脱できる金属製カバー(屋外は配管と同仕様、屋内は塗装亜鉛めっき鋼板)による外装を行う。
- 屋内露出の保温防露等に用いる見切りバンドは、粘着性のアルミテープ又はビニルテープとする。
- 便所換気ダクト(亜鉛鉄板製)の天井内は、保温不要とする。
- 浴室換気ダクト(SUS製)のユニットバス天井内は、保温不要とする。
- 機械室内(地下機械室を除く。)の給水管は保温不要とし、塗装(あ+い)を施す。
- 機械室、屋上水槽まわり、パイプスペース、メーターボックス内の配管には、名称及び流れ方向の矢印の表示を行う。
- 亜鉛めっき(電気亜鉛めっき及び溶融亜鉛めっき(JIS H 8642))仕上げの支持金物及び架台は塗装不要である。
- 冷媒管の保温で保温化樹脂管を使用する場合の材質は、図中特記による。なお、その場合の保温はメーカー仕様の保温のみとする。
- コンクリート埋設配管(コンクリート貫通部を含む。)の防食施工順序は「う」とする。 ※ ステンレス鋼管及び合成樹脂等で外面を被覆された部分を除く。
- 配管の区画貫通所には、関係法令等に従い適切な措置を施す。
- 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管(DVA)の防錆(テープ巻)は、継手部分を含む。
- 錆止め塗装を施す面で、製作工場で浸漬等により塗装された機材及びライニング鋼管等の外面に製作工場において一次防錆を塗布したものである場合は、塗装の剥離した部分を補修すれば錆止めを省略してもよい。
- 樹脂製配管カバーを取付ける際に壁等の段差がある場合は、ベースプレートの下部にスペーサーを設けて段差を解消する。
- 保温材の厚さは左表のとおりとする。ただし、呼び径200を超える場合は図中特記による。
- 冷媒管用のグラスウール保温筒は、整形用とする。

京都市南烏丸市営住宅修繕工事  
 ただし、1号棟排水管改修工事  
 京都市住宅供給公社標準仕様書(配管工事・その他) 設計 No. 4 24 枚の内 令和 8年 3月  
 京都市住宅供給公社維持工事課 設計変更 No. 〇 枚の内 令和 年 月



設計図

保温工事の材料及び施工順序は下表のとおりとする。

記号	保温材	施工順序	呼び径(mm)	15~80	100~150	200
A	ポリスチレンフォーム保温筒	粘着テープ+合成樹脂カバー(ジャケットタイプ)	20	20	25	
B	ポリスチレンフォームアルミガラスクロス化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ				
C	ポリスチレンフォーム保温筒	粘着テープ+ポリエチレンフィルム+ステンレス鋼板(SUS304 0.2mm ㍻7㍻仕上げ)				
C①	ポリスチレンフォーム保温筒	粘着テープ+ポリエチレンフィルム+塗装亜鉛めっき鋼板				
C②	ポリスチレンフォーム保温筒	粘着テープ+ポリエチレンフィルム+㍻7㍻鋼板	20	25	40	
D	グラスウール保温筒	鉄線+合成樹脂カバー(ジャケットタイプ)				
E	グラスウールアルミガラスクロス化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ				
F	グラスウール保温筒	鉄線+ポリエチレンフィルム+ステンレス鋼板(SUS304 0.2mm ㍻7㍻仕上げ)				
F①	グラスウール保温筒	鉄線+ポリエチレンフィルム+塗装亜鉛めっき鋼板	20	25	40	
F②	グラスウール保温筒	鉄線+ポリエチレンフィルム+㍻7㍻鋼板				
G	グラスウール保温筒	鉄線+ポリエチレンフィルム+着色アルミガラスクロス		10	10以上	
H	ポリエチレンフォーム保温筒(ワッパ形)					
J①	樹脂製配管カバー(モールタイプ、断熱材付)	スペーサー+ベースプレート ※ スペーサーは段差調整に必要な場合のみ				
J②	樹脂製配管カバー(モールタイプ)	スペーサー+ベースプレート ※ スペーサーは段差調整に必要な場合のみ				

塗装・防食工事の材料及び施工順序は下表のとおりとする。

記号	施工順序
あ	錆止め2回塗り
い	SOP(合成樹脂調査ペイント)2回塗り
う	プラスチックテープ巻(0.1mm 1/2重1回巻)

		京都市南烏丸市営住宅修繕工事 ただし、1号棟排水管改修工事		設計図	
		排水管改修工事仕様書	設計	NO.5 / 24枚の内	令和 年 月
		京都市住宅供給公社 維持工事課	設計変更	NO. / 枚の内	令和 年 月



排水管改修工事仕様書			章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
I. 共通 (一般事項)	1. 適用	本仕様書は、既設配管の更生工事及び敷設替え等の改修工事に適用する。	III. 更生工事 (排水管ライニング)	1. 適用	<p>本章の記載は、既設配管の更生工事に適用する。</p> <p>1 対象範囲 住戸内雑排水共用立管 (ELP)</p> <p>2 住戸系統数 21系統 (1系統当たり排水管2本)</p>	IV. 改修工事 (布設替えその他)	1. 適用	本章の記載は、排水管の敷設替え等の改修工事に適用する。
	2. 工事概要	本工事は、住戸内の雑排水管の更生及び、一部敷設替え等を行うものである。対象住棟は1号棟とし、図面に記載の範囲とする。		2. 更生工法	<p>本工事における排水管の更生は、エポキシ樹脂を含浸した特殊繊維クロス複合体を反転密着させ、管内面の平滑化及び配管の耐久性の向上を図る工法により行う。</p> <p>本仕様における排水管更生技術は、一般財団法人建築保全センターが実施する「建築物等の保全技術審査証明事業」により認定された、P・C・G FRP サポーター工法 [審査証明番号：第1502-A号(有効期限 令和12年8月6日)]を想定している。</p>		2. 樹改修	<p>本項目は、屋外排水樹の改修に適用する。</p> <p>1 施工対象の樹は、図面を参照すること。</p> <p>2 住戸内の排水が流入する第1会所樹のインパート部分、流入流出管の接続部分を目視等で確認し、亀裂や破損等がある場合はモルタル等にて補修すること。</p>
II. 共通 (工事条件等)	3. 作業時間	作業時間は、原則8:00~18:00とし、養生から後片付けまで行うこと。ただし、自治会、入居者及び監督員の承諾を得て作業を行う場合や、緊急の対応を行う場合等は、この限りではない。	3-1. ライニング作業 (排水主管)	<p>以下の作業工程を基本とし、現況の配管状況に適した手順で施工すること</p> <p>1 ライニング作業は、1日の排水停止時間を、原則9:00~17:00として工程管理すること。ただし、自治会、入居者及び監督員の承諾を得て作業を行う場合や、緊急の対応を行った場合等は、この限りではない。</p> <p>2 仮設等の準備作業を行うと共に、排水停止対象住戸へ訪問し、流し等の使用禁止を再度確認する。留守の住戸へは、排水規制時間中である主旨のお知らせ文をドアポストへ投函するなどして注意喚起すること。</p> <p>3 排水停止開始時刻以降に、施工範囲の最上階及び最下階の排水立主管を切断する。</p> <p>4 配管内部を、高圧水による洗浄の後、タービンカッター等により研磨し、クリーニングする。なお、作業で発生する汚水、粉塵及び泥錆等は、吸引車で回収し、適切な廃棄処理を行うこと。</p> <p>5 配管内部を、ウエス及び吸引により十分に乾燥させる。</p> <p>6 実管長を計測し、特殊繊維クロスにガイドローブを取付け、インナーチューブに挿入する。</p> <p>7 ライニング剤は、主剤(白色)と硬化剤(青色)を重量比3:1の割合で混合し、斑が無いように十分攪拌する。攪拌後のライニング剤は、調色色見本と照合し混合比が適正か確認する。</p> <p>8 含浸装置の上に、真空ポンプ等で十分に脱気した特殊繊維クロスを伸ばし、ライニング剤をインナーチューブに流し込み含浸を行う。なお、含浸済の特殊繊維クロスは次工程まで冷水槽に入れて冷却し、硬化反応を遅延させる。</p> <p>9 含浸済の特殊繊維クロスの一端を反転機内の温水ホースと連結し、シリコンオイルをつけ滑りを良くしながら反転機内に巻き取る。巻き取り後の特殊繊維クロスの他端は反転ノズルに結束バンドで固定する。</p> <p>10 含浸済の特殊繊維クロスを排水管に挿入し、コンプレッサーでインナーチューブに0.04~0.05MPaの圧縮空気を供給する事により、含浸済の特殊繊維クロスを排水管内面に反転密着させる。反転密着作業完了後は、インナーチューブに0.03~0.04MPaの圧力を保持しながら、65~70℃の温水を供給し、異形継手部を含み平均厚さが1.5mm以上のライニング層を形成する。なお反転密着作業は、低圧・低速で圧送し、管内面とライニング層の間に空気層を作らない様に注意すること。</p> <p>11 ライニング剤が十分に硬化した事を確認し、温水を冷水に切り替えライニング層を冷却する。冷水を排水し、エアブローにより残留水を除去した後、排水管両端に形成されたライニング層の余長部分を切断し、冷温水給水ホース及びインナーチューブを抜き取る。</p> <p>12 掃除口を開け、ライニング層を削孔し、周囲の錆等を除去した後、骨材(ガラスパウダー)を添加したライニング剤を塗付する。 ※ 図示箇所及び監督員の指示箇所のみ</p>	3. 排水管清掃作業	<p>本項目は、住戸内雑排水管及び屋外排水管の清掃作業 (ライニング作業に伴う排水主管の洗浄は、II更生工事を参照) に適用する。</p> <p>1 施工範囲は、1号棟の全住戸内雑排水管及び、樹リストに記載の樹及び配管とする。</p> <p>2 清掃は、高圧洗浄機、高圧洗浄ホース及びノズル等を使用して行うこと。</p> <p>3 台所流し及び洗面排水口は、排水口上部から高圧洗浄ホースを挿入し、排水立管接続部まで清掃する。</p> <p>4 洗濯パン及び浴室排水口は、排水トラップワン等を取り外す等した後に、高圧洗浄ホースを挿入して排水立管接続部まで清掃する。</p> <p>5 屋外清掃の順序は原則として上流から下流に向かって行い、高圧洗浄ホースは、下流の会所樹から上流の会所樹又は住戸側に向けて挿入すること。</p> <p>6 排水樹内インパート及び土手上的の堆積物も確実に除去すること。</p> <p>7 マンホールを開放して作業を行う場合は、作業員による安全確認を実施し、安全標識、カラーコーンを使用する等、落下等の事故に対して十分な安全対策を講じること。</p> <p>8 住戸内排水管においては更生工事の直前に、屋外排水管は全工程の最終に清掃すること。</p>		
	4. 排水停止	<p>1 排水停止時間は、原則9:00~17:00とし、作業工程を立てること。</p> <p>2 排水停止日時は、入居者と調整のうえ決定し、監督員に報告すること。</p> <p>3 排水停止作業が2日間以上となる場合は、作業時間外は排水可能となるように仮設排水等を設置すること。なお、撤去を含め費用は、受注者の負担とする。</p> <p>4 更生工事において、下階~中間階、中間階~上階で施工を分割する場合は、仮設排水の設置等により、排水停止期間が最小限となるよう施工すること。</p>	3-2. ライニング作業 (排水横枝管分岐部分)	<p>以下の作業工程を基本とし、現況の配管状況に適した手順で施工すること。</p> <p>なお、排水主管横引部の枝管接続部については、枝管の切断・復旧を行う。</p> <p>1 排水立主管のライニング作業完了後、最上階の管端に設置したウインチから最下階へワイヤーを降ろし、削孔機を取付ける。</p> <p>2 最下階の管端より削孔機を挿入し、最上階のウインチで巻き上げながら削孔機を遠隔操作し、排水立主管のライニング作業により閉塞した排水横枝管分岐部分(排水合流部)を削孔する。なお、本作業は管内に挿入したCCDカメラの映像をモニターで確認しながら行う。(以下同様)</p> <p>3 最上階の管端より枝管研磨機を挿入し、排水横枝管分岐部分(排水合流部)から枝管を150mm以上、管内面の研磨を行う。なお研磨作業は、コンプレッサーから枝管研磨機に圧縮空気を送り、先端を回転させることにより行う。なお研磨部分は、最上階の管端より洗浄ノズルを挿入し、高圧洗浄により錆等を除去する。</p> <p>4 枝管用特殊繊維クロスにライニング剤を含浸させ、枝反転治具に装着する。最下階の管端より枝反転治具を挿入し、所定の位置でコンプレッサーから枝反転治具に圧縮空気を送り、含浸済の特殊繊維クロスを排水管内面に反転密着させる。反転密着作業完了後は、枝反転治具に0.08~0.09MPaの圧力を保持する。</p> <p>5 ライニング剤が十分に硬化した事を確認し、枝反転治具を回収する。</p> <p>6 同様の手順で、通気管接続部分のライニング作業を行う。</p>	4. その他	<p>1 既設配管を切断する際は、存置する配管が脱落しないようにし、必要に応じて支持金物を設置する。また、配管の切断は、建物及び他の設備に影響を与えない工法とし、万一損傷、破損又は汚損した場合は受注者の負担により速やかに原状復旧する。</p> <p>2 工事により放棄した配管には「不要管」と、更生工事により使用不可となった掃除口には「使用不可」と書いたシールを、蓋・プラグ等に貼り付けること。</p> <p>なお、床下に設置された掃除口でシールの貼り付けが困難な場合は、貼り付けを省略することができる。</p> <p>3 切戻復旧後の住戸内PS内の排水立管(FVP)については、遮音シートを巻くこと。</p>		
5. 安全対策・環境保全対策	<p>1 使用する電動工具は、可能な限り低騒音タイプ、バッテリー式の機種を選定すること。なお、コード式の電動工具を使用する場合は、アース等の感電防止対策及び漏電防止対策を設けること。</p> <p>2 酸素欠乏危険場所等で作業を行う際には、必要な安全対策を行うこと。</p> <p>3 ライニング剤、塗料、溶剤等の危険物を保管する場所には消火器を設置し、盗難防止を含め、保管には十分注意する。</p> <p>4 本工事にて使用する機器が騒音規制等の法令で定める能力を超える場合は、関係官庁へ事前相談及び届出を行う。なお、届出等に必要な費用は、受注者の負担とする。</p>	4. 作業確認等	<p>1 CCDカメラ等により、排水管内部のライニング状況を確認し録画記録する。</p> <p>2 通水試験を行い、目視にて正常に排水されていることを確認する。</p> <p>3 養生の撤去を行い、汚損等が無いことを確認する。</p> <p>4 排水停止対象住戸へ訪問し、作業の完了を報告する。</p> <p>5 予定した排水停止時間内に作業が終了しない場合は、事前に監督員へ報告すると共に、排水停止対象住戸へ訪問し、時間延長の報告を行う。</p> <p>6 ライニング作業完了後、不要な仮設の撤去及び植栽等の原状復旧を行う。</p>					
6. 近隣・入居者等への配慮事項	<p>1 団地敷地内は原則禁煙とする。また、タバコのヤニ等で室内が汚損した場合は、受注者の負担により原状復旧すること。</p> <p>2 エレベーターの使用は入居者を優先すること。また、カゴ内での会話は控えること。</p> <p>3 作業員は、腕章や名札等により、工事関係者であることが判別できるようにすること。</p> <p>4 工事車両は、乗り合わせや公共交通機関の利用により、乗り入れ台数を減らすこと。なお、駐車位置等は、監督員及び自治会と協議のうえ、決定すること。</p>	5. 製品保証期間	<p>更生工事の保証期間は以下のとおりとし、ライニング層の剥離又は施工を起因とした排水不良が発生した場合は、受注者の責務において修繕又は配管の取替え等を行うこと。</p> <p>1 排水主管のライニング：10年</p> <p>2 排水横枝管分岐部のライニング：5年</p> <p>なお、修繕等に必要となる建築工事等も含め費用は受注者の負担とする。ただし、引き渡し後のメンテナンスによりライニング層を剥離させた等、受注者の責務で無いことを受注者が証明した場合はこの限りでない。</p>					
7. 報告体制	<p>1 施工中に既設配管からの漏洩等を発見した場合は、速やかに監督員へ報告すること。</p> <p>2 施工中にトラブルが発生した場合は、速やかに監督員へ報告すること。</p> <p>3 その他、疑義が生じた場合は、随時監督員と協議する。</p>	6. 提出物	<p>特記仕様書2に記載されている書類の他に、以下のものを提出すること。</p> <p>1 施工中の試験データ (CCDの録画映像を含む)。 録画データはDVD等にコピーして提出する。</p> <p>2 ライニング剤の性能を示す書類</p> <p>3 更生工事の保証書</p>					
1. 工事説明会	<p>施工に先立ち、工事対象棟の入居者に対し工事説明会を開催する。</p> <p>工事説明会の開催回数は自治会と協議の上決定し、以下の要領で行う。</p> <p>1 工事説明会開催の案内文、工事説明会資料を作成し、監督員に内容の確認を受ける。</p> <p>2 工事説明会案内文は、対象棟全住戸の玄関ドアポストに投函する。</p> <p>3 工事説明会資料は対象棟全住戸分を事前に準備し、説明会当日に参加者へ配布する。</p> <p>4 工事説明会には、現場代理人及び主任技術者が出席し、工事内容の説明及び質疑応答を行う。</p> <p>5 工事説明会を欠席した住戸には、工事説明会資料及び質疑応答内容の資料を玄関ドアポストに投函する。また、当該住戸の入居者から質疑があった場合は対応すること。</p>							
2. 現地調査	<p>現地を事前調査し、施工方法や安全対策等を検討のうえ、施工計画書等を作成する。</p> <p>なお、排水停止を伴う目視及びCCDカメラ等による配管内部の現状確認は、入居者向け工事説明会の開催後に実施すること。</p>							
3. 仮設	<p>1 施工範囲及び工事用資機材の設置場所は、フェンスバリケード等で囲い、入居者及び通行人の安全確保に努める。また仮囲いには、工事名称、施工者名等を明示する。</p> <p>2 工事に必要な電気及び水道の使用に係る手続き及び費用については、受注者の負担とする。なお、団地内共用設備から使用する場合は、事前に当該団地の自治会の了解を得たうえで使用することとし、費用負担等については事前協議し、監督員に報告すること。</p> <p>3 使用する機器は原則、低騒音型とし、住戸から離れた位置で設置すること。また、周囲を防音シート等にて囲い、防音対策を施すこと。</p> <p>4 作業範囲は養生シート等を設置して汚損防止に努めること。万一、汚損等が生じた場合は、故意・過失を問わず受注者の負担にて原状復旧すること。なお、入居者の所有物は受注者より入居者へ移動を依頼すること。</p>							
4. 工事管理体制	<p>1 施工日時の調整、入居者への周知、入居者からの質疑応答等、本工事に係る調整や入居者対応は受注者にて行い、随時監督員に報告すること。</p> <p>2 作業班には班長を定め、現場代理人及び主任技術者と連絡を密にすること。</p>							
5. 工事写真	<p>1 施工前に作業場所を撮影し、原状の証明とする。</p> <p>2 施工中の写真撮影箇所は、事前に監督員と協議すること。</p> <p>3 施工後に作業場所を撮影し、原状復旧したことの証明とする。</p> <p>4 写真の撮影は、デジタル形式によるものとし、印刷して提出するものと、データのみをDVD等のメディアに画像データをコピーして提出するものを、事前に監督員へ確認すること。</p>							
6. 作業上の補償	<p>本工事により漏水、損傷、破損又は汚損が発生した場合は、故意・過失を問わず受注者の負担にて原状復旧すること。また、入居者の所有物を損傷、破損又は汚損させた場合は、受注者の責任において必要な補償を行うこと</p>							

変更  
記事

京都市南烏丸市営住宅修繕工事

ただし、1号棟排水管改修工事

付近見取図・配置図

令和8年3月

NO. 6 24 枚の内

京都市住宅供給公社

維持工事課

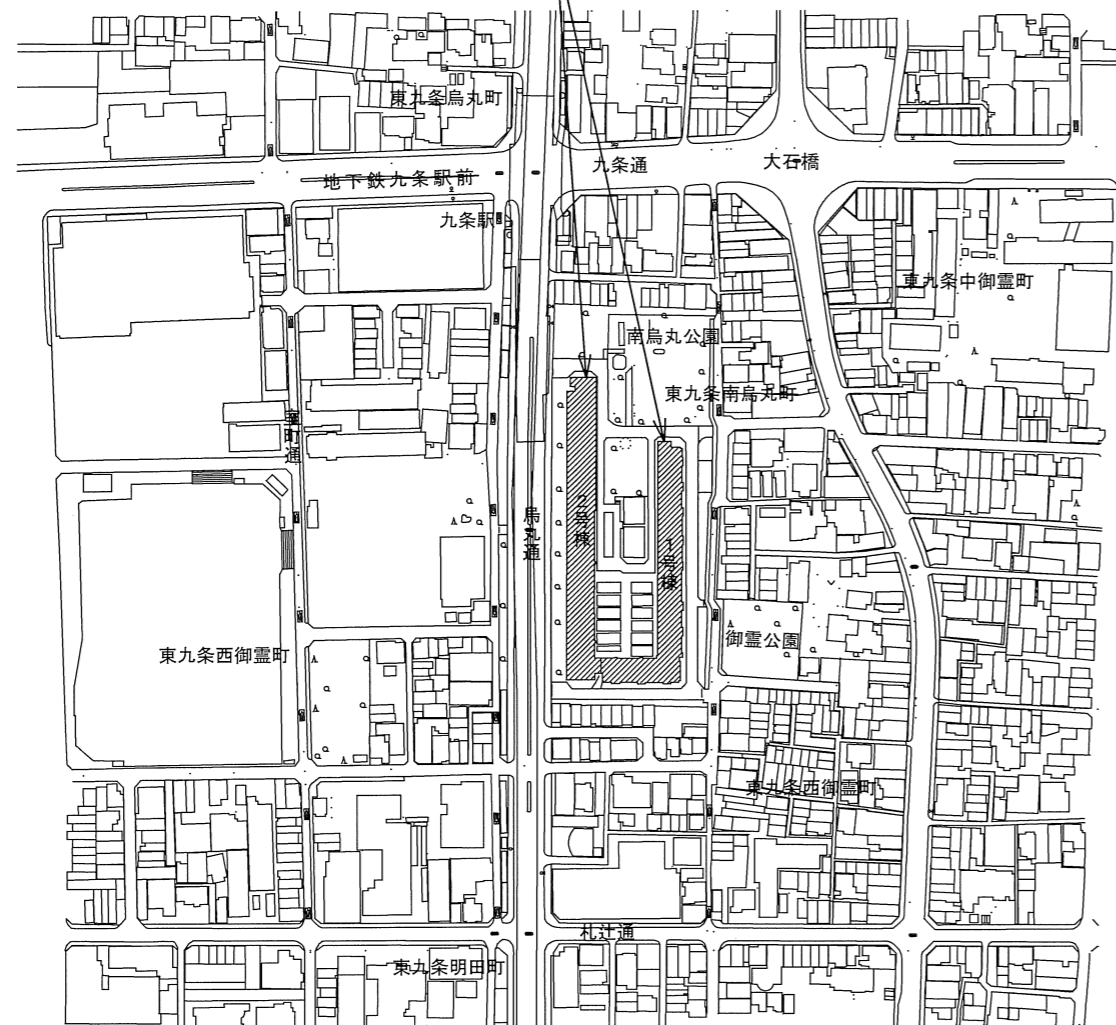
設計変更

NO. 枚の内

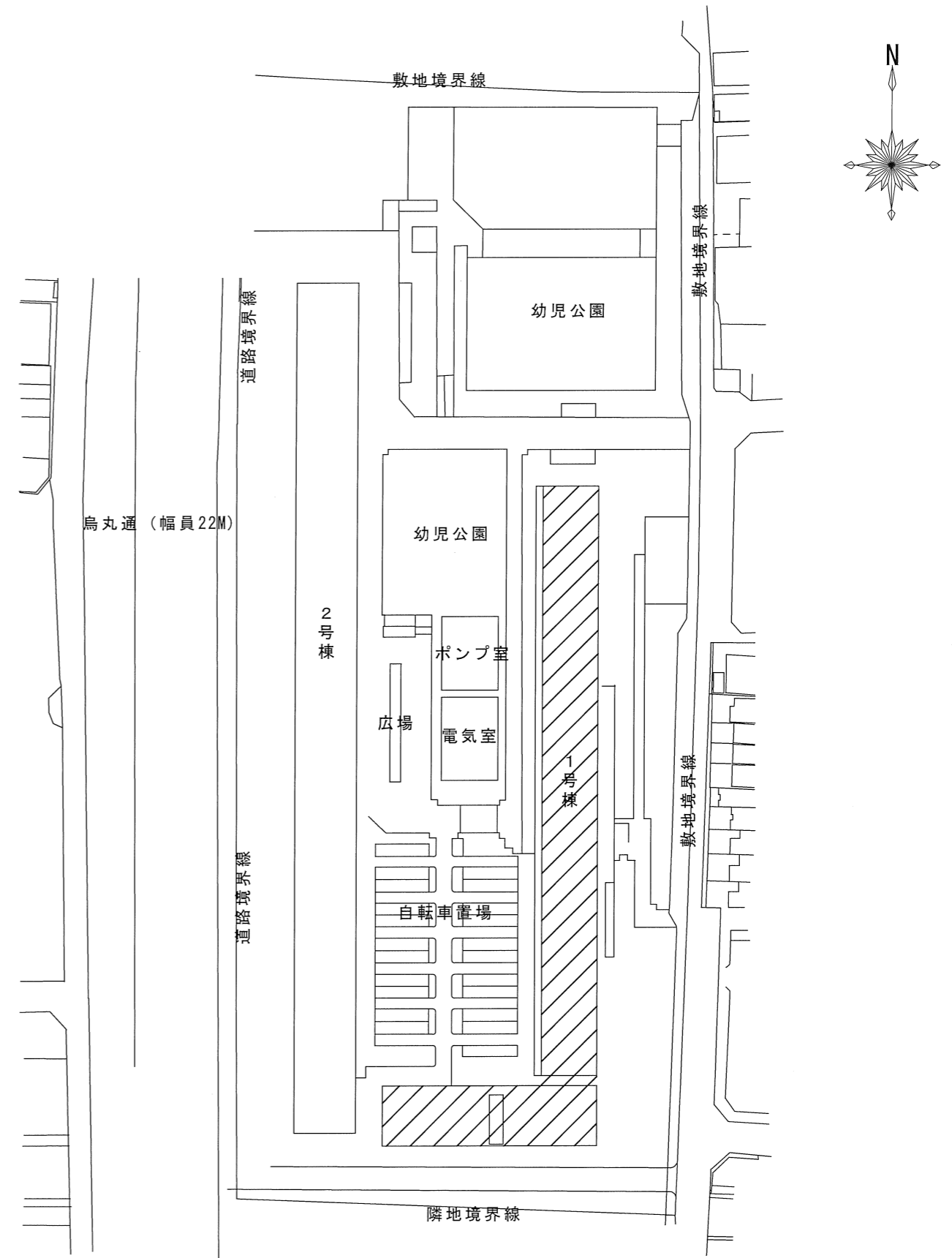
令和 年 月

発注図

工事場所  
施設名称：京都市南烏丸市営住宅  
住所：京都市南区東九条南烏丸町35番地6

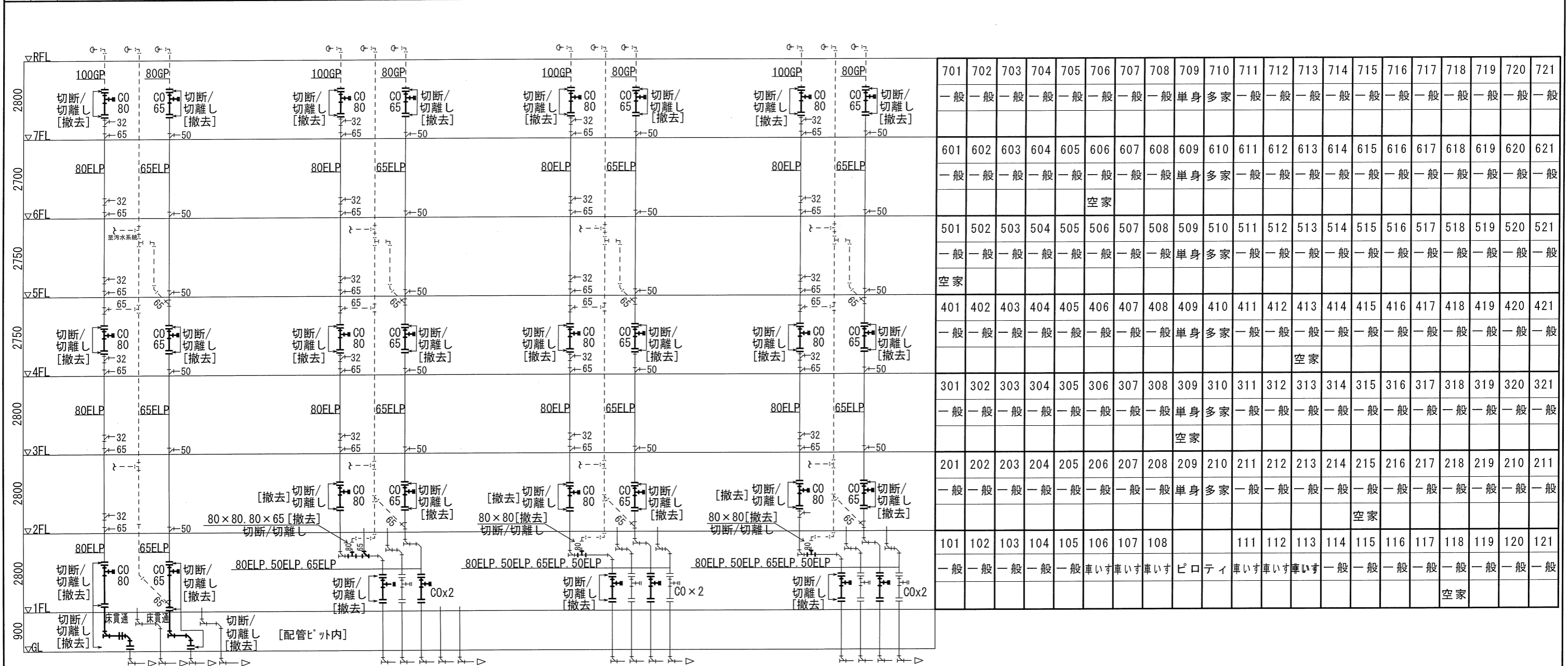


付近見取図



配置図 S=1/1000

変更 記事	京都市南烏丸市宮住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、1号棟排水管改修工事	NO. 7 (24) 枚の内		NO. ( ) 枚の内
	排水系統図[1号棟] (現況・撤去) ・住戸表	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和8年3月 S=N/S	維持工事課		



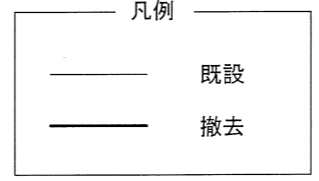
701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721
一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	単身	多	多	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般
601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621
一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	単身	多	多	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般
501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521
一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	単身	多	多	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般
401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421
一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	単身	多	多	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般
301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321
一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	単身	多	多	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般
201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	210	211
一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	単身	多	多	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般
101	102	103	104	105	106	107	108			111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121
一般	一般	一般	一般	一般	車いす	車いす	車いす	ピロ	ティ	車いす	車いす	車いす	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般

住戸表[1号棟] 21系統 145戸

一般住戸 127戸  
 車イス住戸 6戸  
 単身者住戸 6戸  
 多家族住戸 6戸

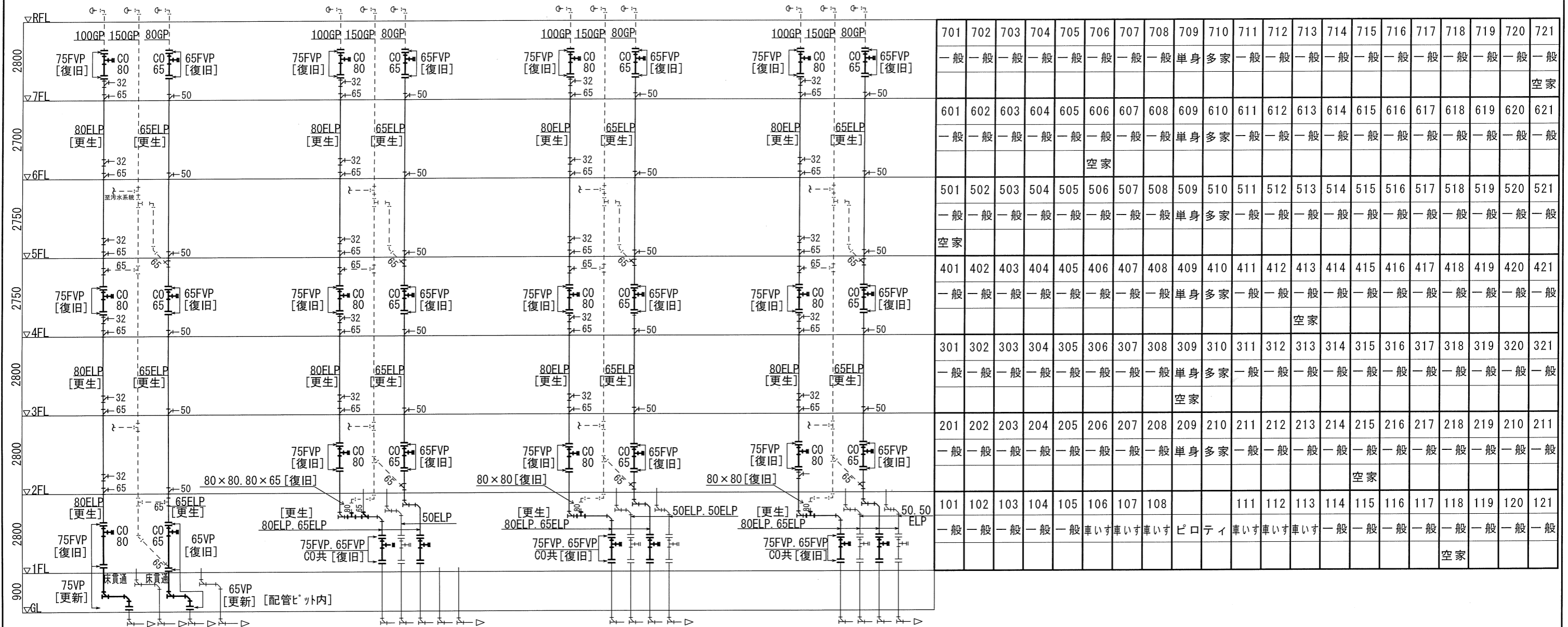
- 雑排水① : <2-7F浴室・洗面・洗濯機排水>
- 雑排水② : <1F浴室・洗面・洗濯機排水VP>
- 雑排水③ : <2-7F流し排水>
- 雑排水④ : <1F流し排水VP>
- 雑排水⑤ : <1F浴室排水VP>

- 【特記事項】
- 本表の入居状況及び作業内容は設計時点のものであり、施工にあたっては監督員より最新の入居情報を確認すること。
  - 本図は雑排水及び通気系統のみ図示する。
  - 図示のある場合を除き、既設排水管はELP、通気管はGPである。



排水系統図[1号棟] (現況・撤去)

変更 記事	京都市南烏丸市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、1号棟排水管改修工事	NO. 8 (24) 枚の内		NO. ( ) 枚の内
	排水系統図[1号棟] (改修)・住戸表	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和8年3月 S=N/S	維持工事課		

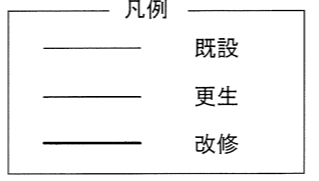


701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721
一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	単身	多	多	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般
																				空
601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621
一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	単身	多	多	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般
501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521
一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	単身	多	多	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般
空																				
401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421
一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	単身	多	多	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般
													空							
301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321
一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	単身	多	多	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般
201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	210	211
一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	単身	多	多	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般
														空						
101	102	103	104	105	106	107	108			111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121
一般	一般	一般	一般	一般	車いす	車いす	車いす	ピロ	ティ	車いす	車いす	車いす	車いす	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般
																				空

住戸表[1号棟] 21系統 145戸

一般住戸 127戸  
 車イス住戸 6戸  
 単身者住戸 6戸  
 多家族住戸 6戸

- <1F~7F一般住戸> (13系統)
  - [雑排水①]: <2-7F浴室・洗面・洗濯機排水>
  - [雑排水②]: <1F浴室・洗面・洗濯機排水VP>
  - [雑排水③]: <2-7F流し排水>
  - [雑排水④]: <1F流し排水VP>
- <2F~7F一般住戸> (6系統)
  - [雑排水①]: <2-7F浴室・洗面・洗濯機排水>
  - [雑排水②]: <2F流し排水>
  - [雑排水③]: <3-7F流し排水>
  - [雑排水④]: <1F洗面・洗濯排水VP>
  - [雑排水⑤]: <1F浴室排水VP>
- <2F~7F単身住戸> (1系統)
  - [雑排水①]: <3-7F浴室・洗面・洗濯機排水>
  - [雑排水②]: <2F浴室・洗面・洗濯排水>
  - [雑排水③]: <3-7F流し排水>
  - [雑排水④]: <2F流し排水>
- <2F~7F多家族住戸> (1系統)
  - [雑排水①]: <3-7F浴室・洗面・洗濯機排水>
  - [雑排水②]: <2F浴室・洗面・洗濯排水>
  - [雑排水③]: <3-7F流し排水>
  - [雑排水④]: <2F流し排水>

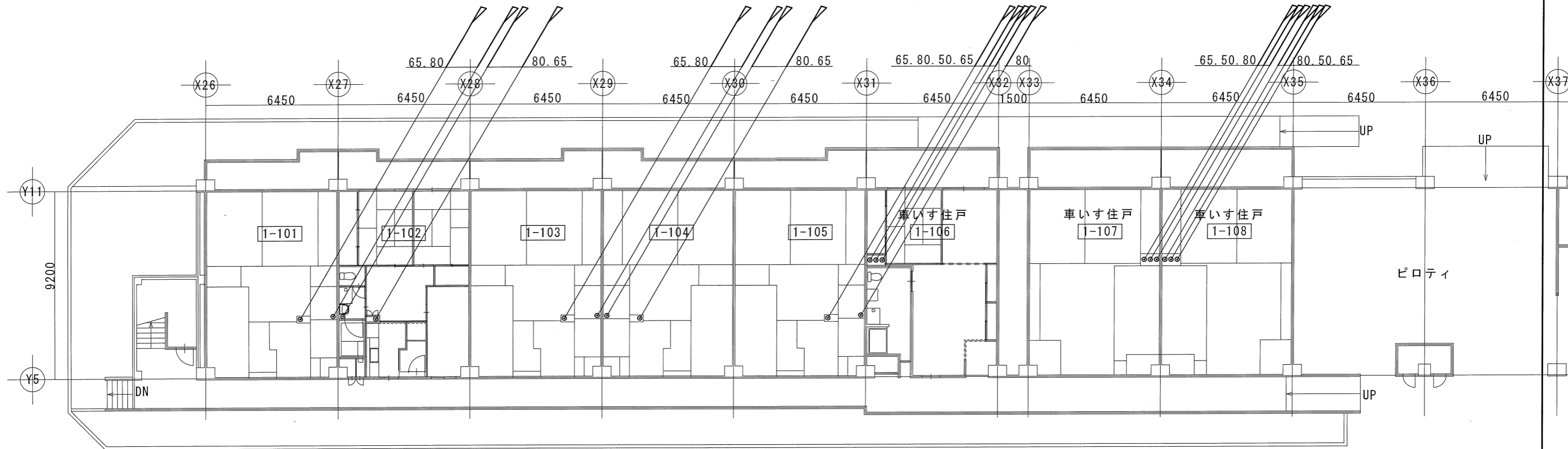


排水系統図[1号棟] (改修)

- 【特記事項】
- 本表の入居状況及び作業内容は設計時点のものであり、施工にあたっては監督員より最新の入居情報を確認すること。
  - 本図は雑排水及び通気系統のみ図示する。また、以下の工法を想定している。
    - 立管及び横枝管接続部は、FRP継手工法にて更生工事を行う。(横枝管接続部は通気を含む。)
    - 1Fが車いす住戸またはピロティの系統において、立管横引き部(1F天井内)の枝管接続部は、更生工事前後に切断及び復旧を行う。
    - 洗面排水トラップ(32A)は、更生工事前後に更新を実施する。
    - 1F一般住戸系統において、床下ピット内配管は、VPにて取替えを実施する。
  - 図示のある場合を除き、既設排水管はELP、通気管はGPである。



変更 記事	京都市南烏丸市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、1号棟排水管改修工事	NO.10 24 枚の内		NO. 枚の内
	1階平面図[1号棟北] (現況・更生)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和8年3月 S=1/200	維持工事課		



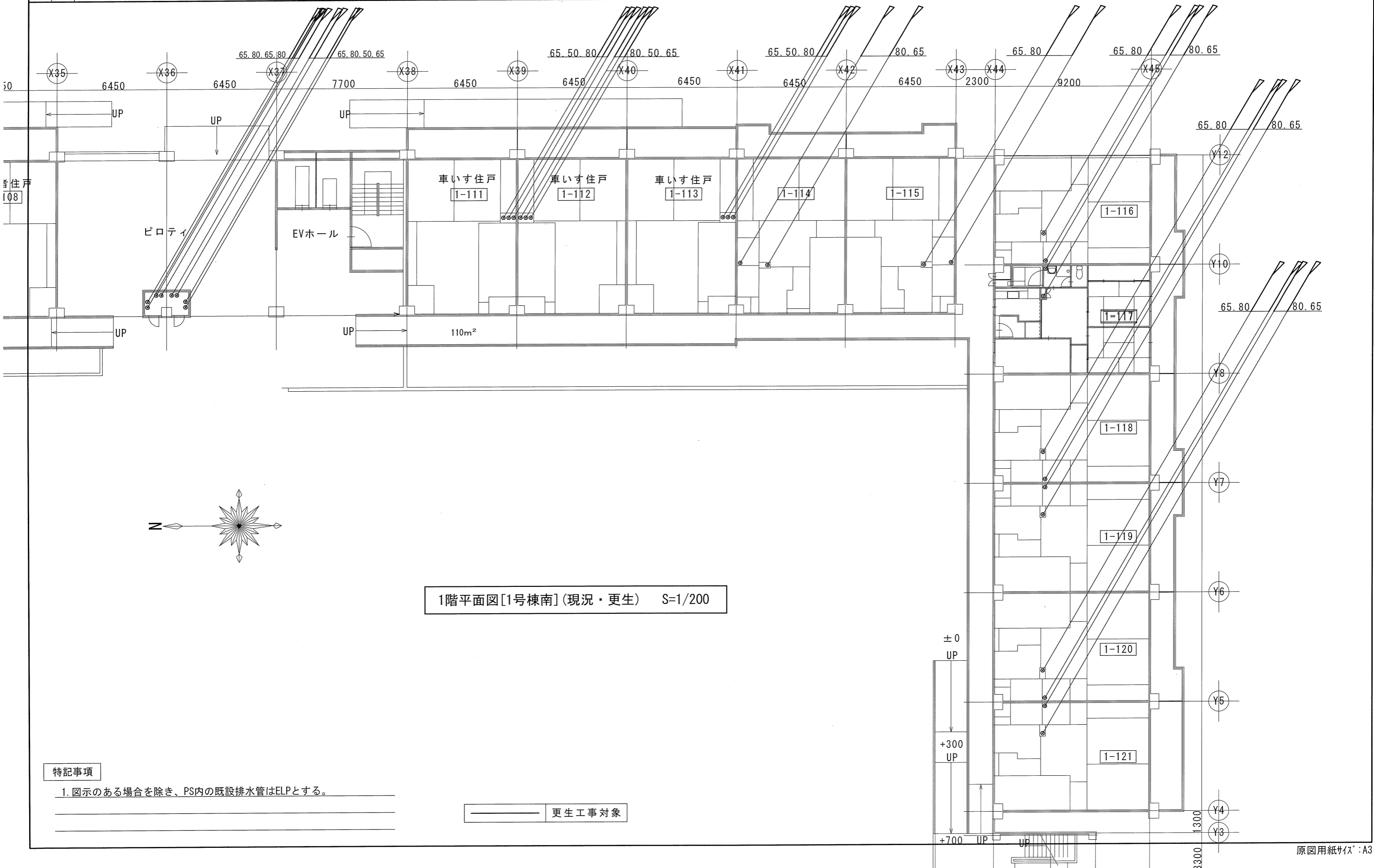
1階平面図[1号棟北] (現況・更生) S=1/200

特記事項

- 図示のある場合を除き、PS内の既設排水管はELPとする。

— 更生工事対象

変更 記事	京都市南烏丸市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
	ただし、1号棟排水管改修工事	NO. 11 24 枚の内 NO. 〇 枚の内	
	1階平面図[1号棟南] (現況・更生)	京都市住宅供給公社 令和 年 月	
	令和8年3月 S=1/200	維持工事課	



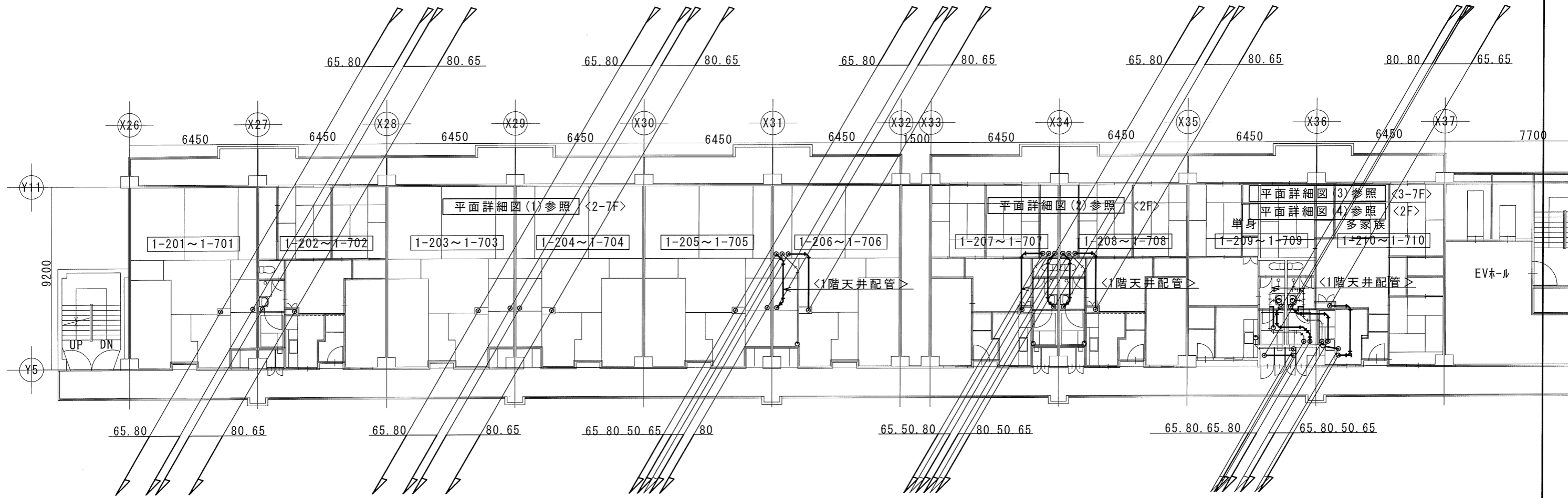
1階平面図[1号棟南] (現況・更生) S=1/200

特記事項

1. 図示のある場合を除き、PS内の既設排水管はELPとする。

——— 更生工事対象

変更 記事	京都市南烏丸市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、1号棟排水管改修工事	NO. 12 24 枚の内		NO. 枚の内
	2~7階平面図[1号棟北] (現況・更生)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和8年3月 S=1/200	維持工事課		



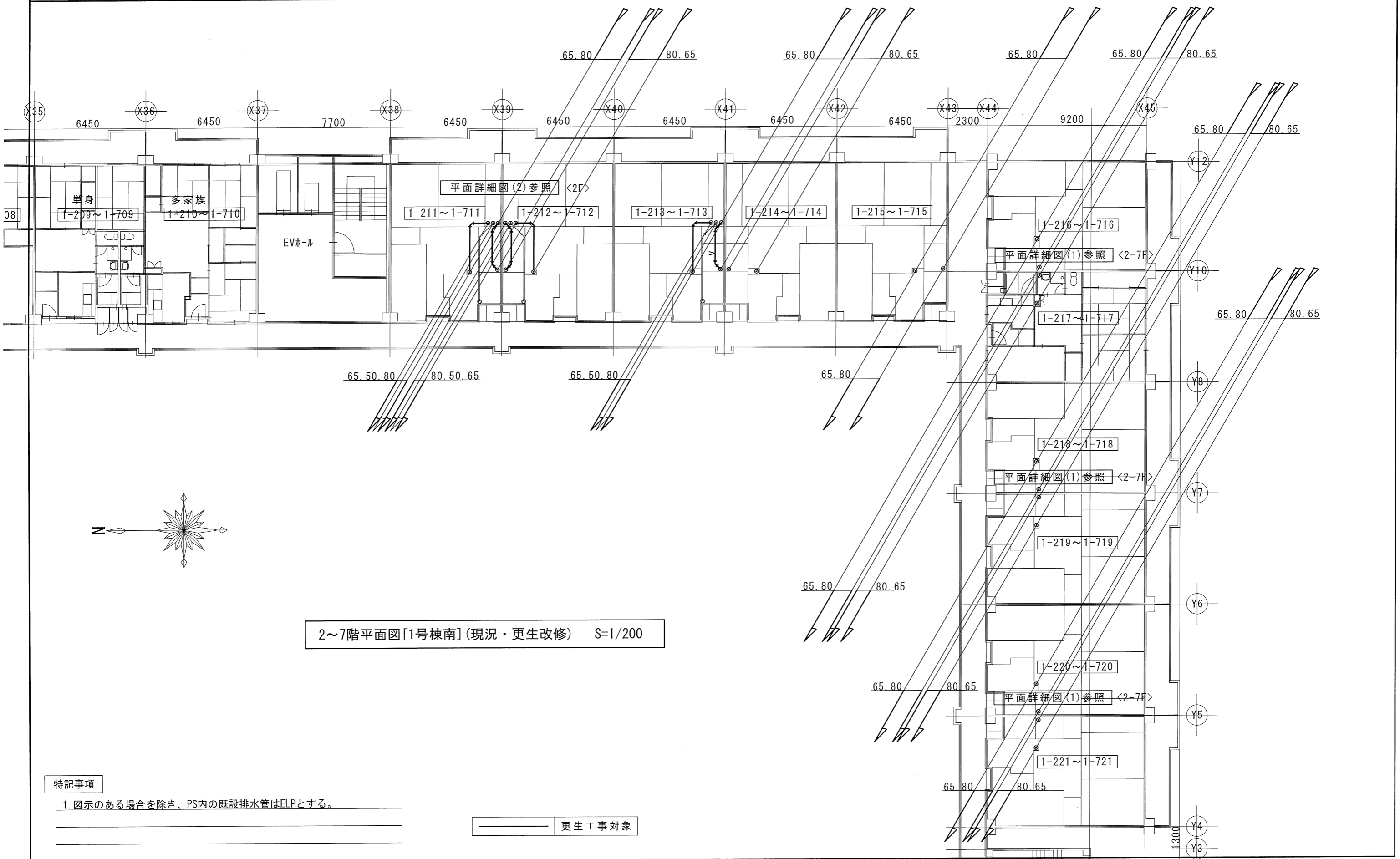
2~7階平面図[1号棟北] (現況・更生) S=1/200

特記事項

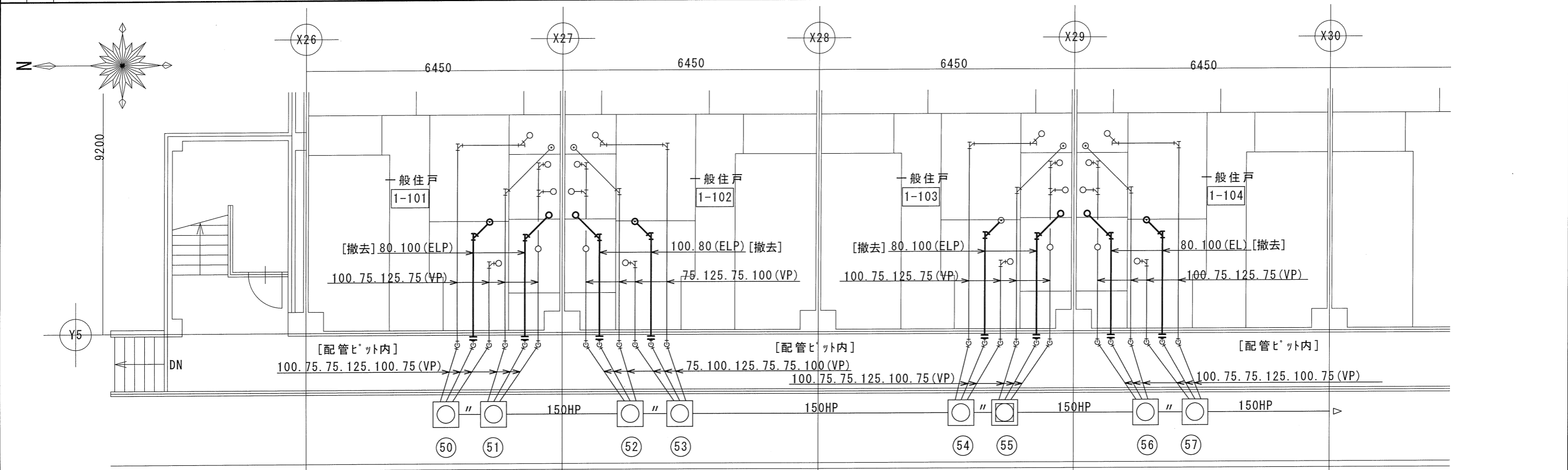
1. 図示のある場合を除き、PS内の既設排水管はELPとする。

— 更生工事対象

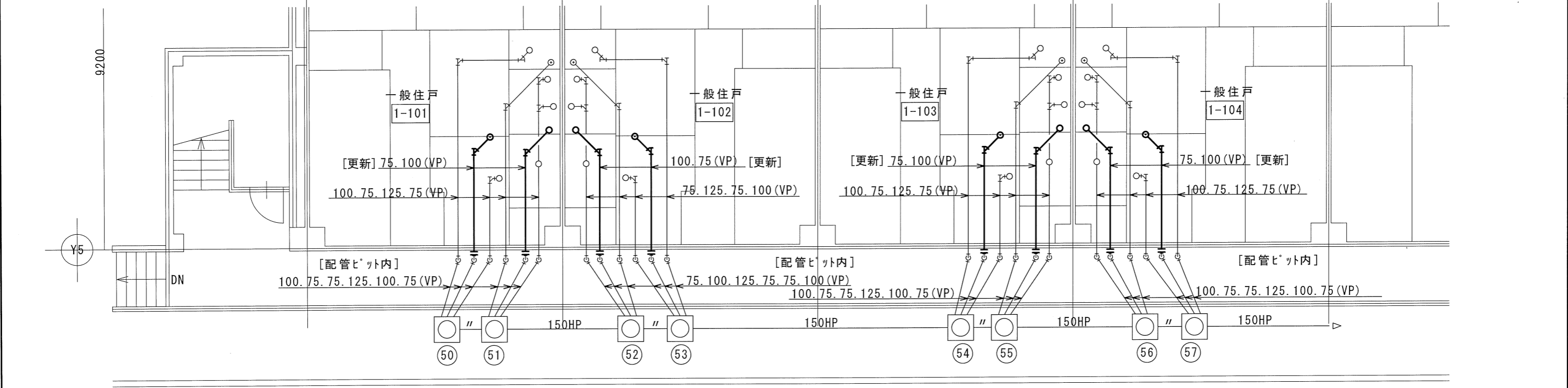
変更 記事		京都市南烏丸市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
		ただし、1号棟排水管改修工事	NO. 13 24 枚の内		NO. 〇 枚の内
		2~7階平面図[1号棟南] (現況・更生)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
		令和8年3月 S=1/200	維持工事課		



変更 記事	京都市南烏丸市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
	ただし、1号棟排水管改修工事	NO. 14 (24) 枚の内 NO. ( ) 枚の内	
	屋外平面図[1号棟X26-X30] (現況・撤去・改修)	京都市住宅供給公社 令和 年 月	
	令和8年3月 S=1/100	維持工事課	



屋外平面図 [1号棟X26-X30] (現況・撤去) S=1/100



屋外平面図 [1号棟X26-X30] (改修) S=1/100

変更  
記事

京都市南烏丸市宮住宅修繕工事

ただし、1号棟排水管改修工事

屋外平面図 [1号棟X30-X33] (現況・撤去・改修)

令和8年3月

NO. 15 24 枚の内

京都市住宅供給公社

S=1/100

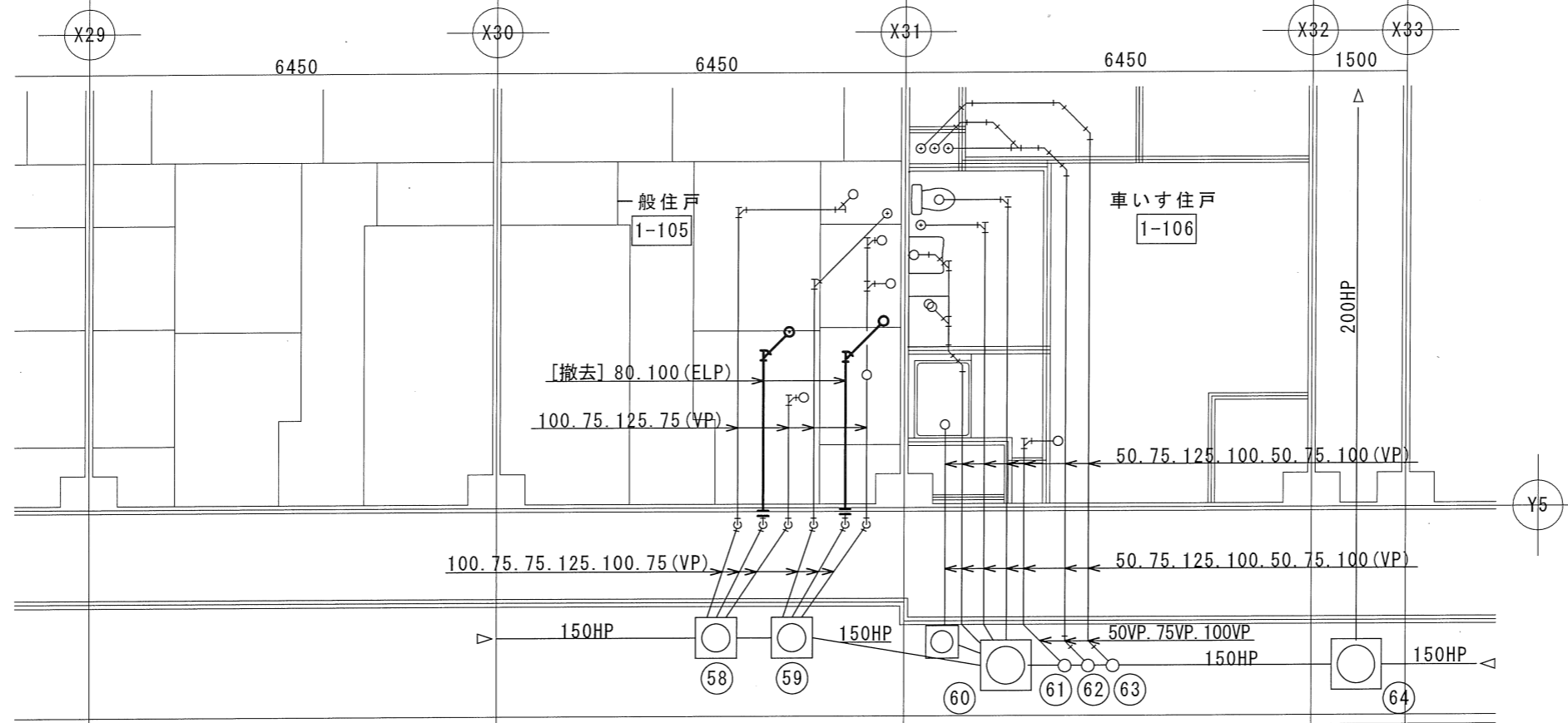
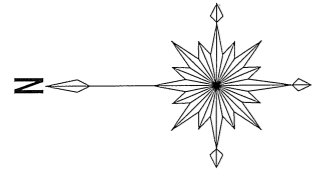
維持工事課

設計変更

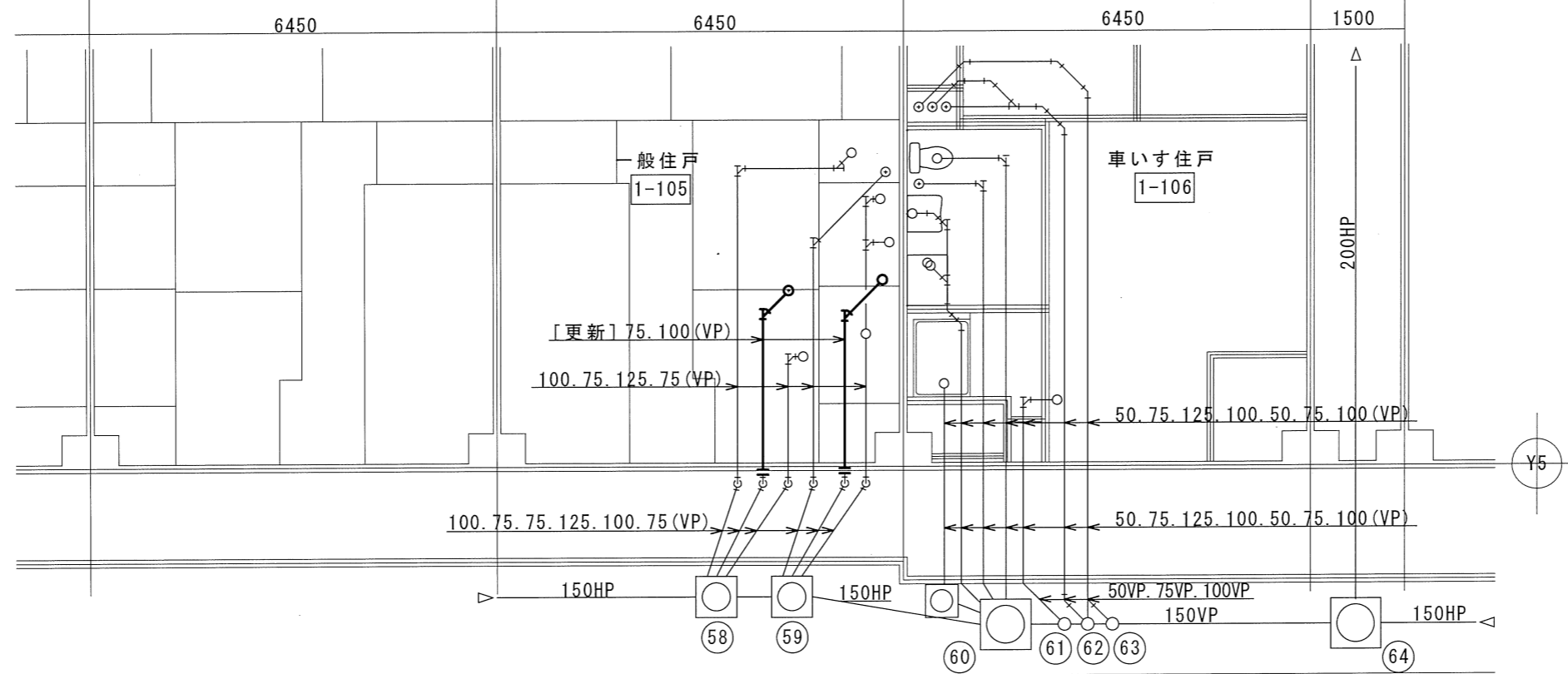
NO. 枚の内

令和 年 月

発注図

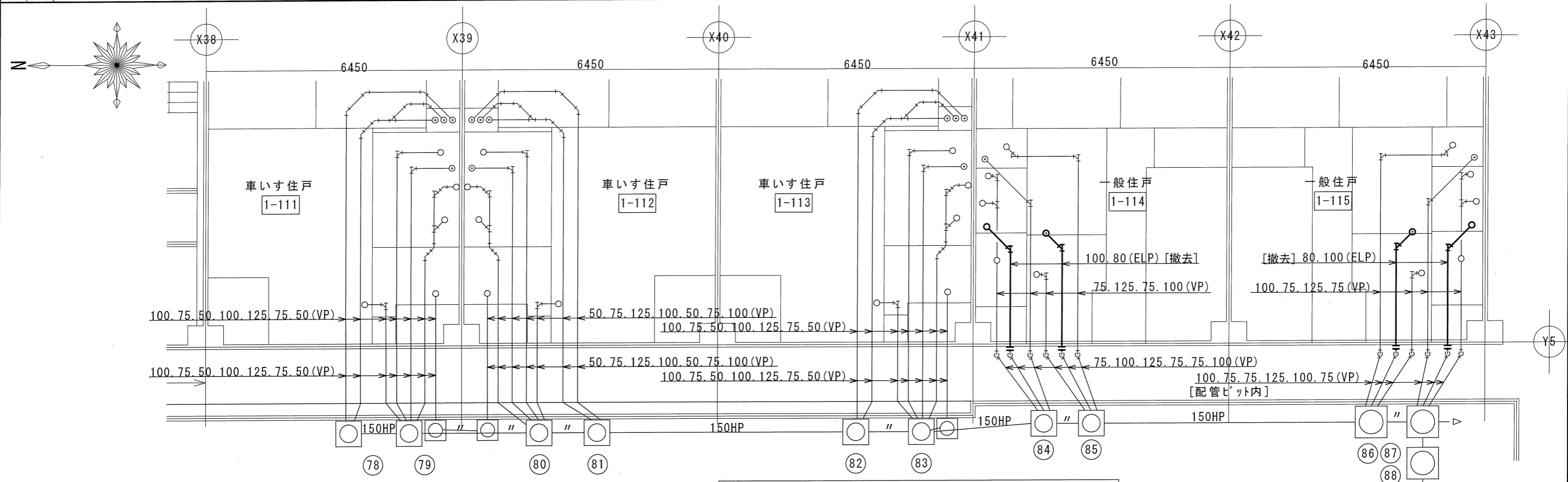


屋外平面図 [1号棟X30-X33] (現況・撤去) S=1/100

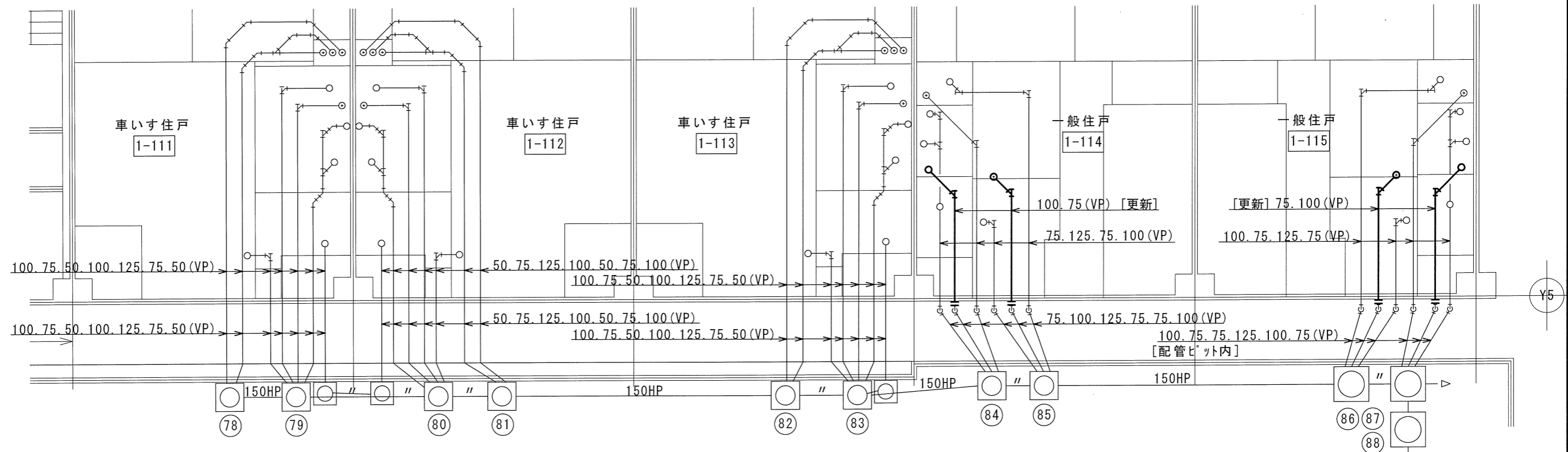


屋外平面図 [1号棟X30-X33] (改修) S=1/100

変更 記事	京都市南烏丸市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
	ただし、1号棟排水管改修工事	NO. 16 (24) 枚の内 NO. ( ) 枚の内	
	屋外平面図 [1号棟X41-X43] (現況・撤去・改修)	京都市住宅供給公社 令和 年 月	
	令和8年3月 S=1/100	維持工事課	

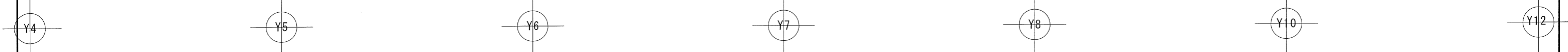
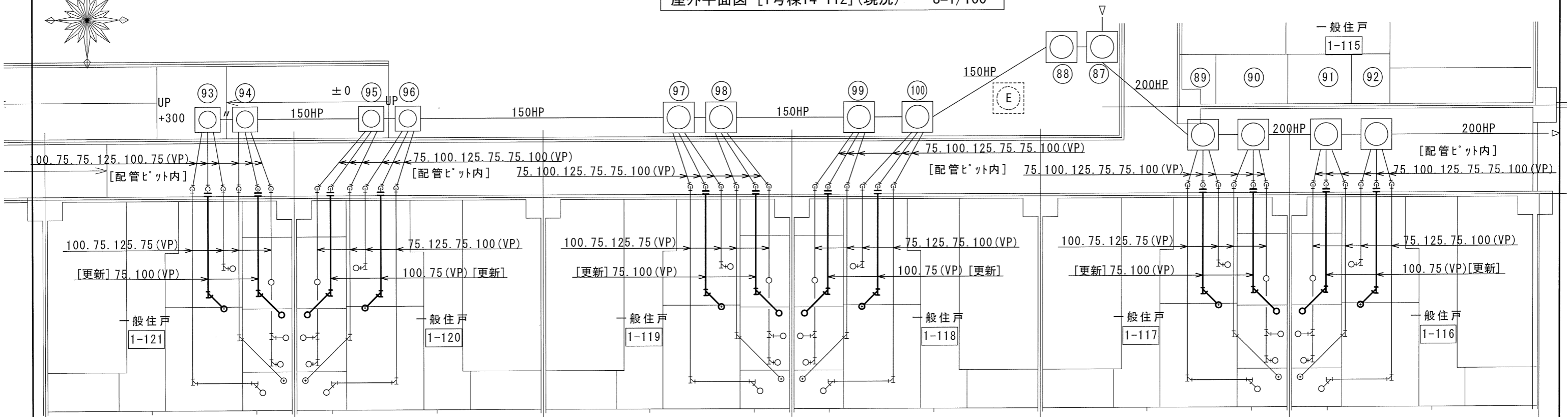
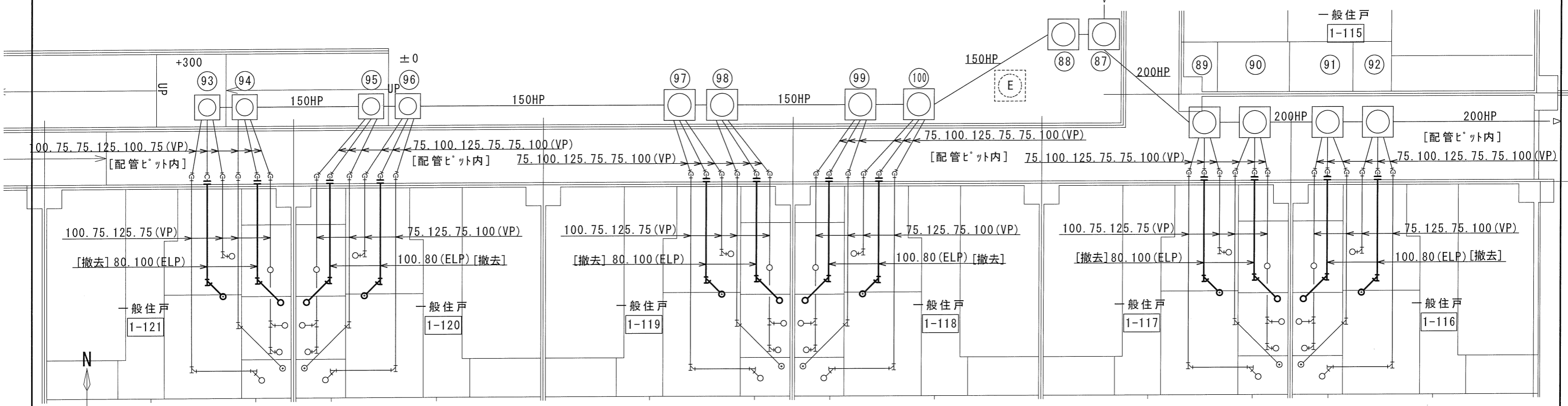


屋外平面図 [1号棟X41-X43] (現況・撤去) S=1/100



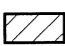
屋外平面図 [1号棟X41-X43] (改修) S=1/100

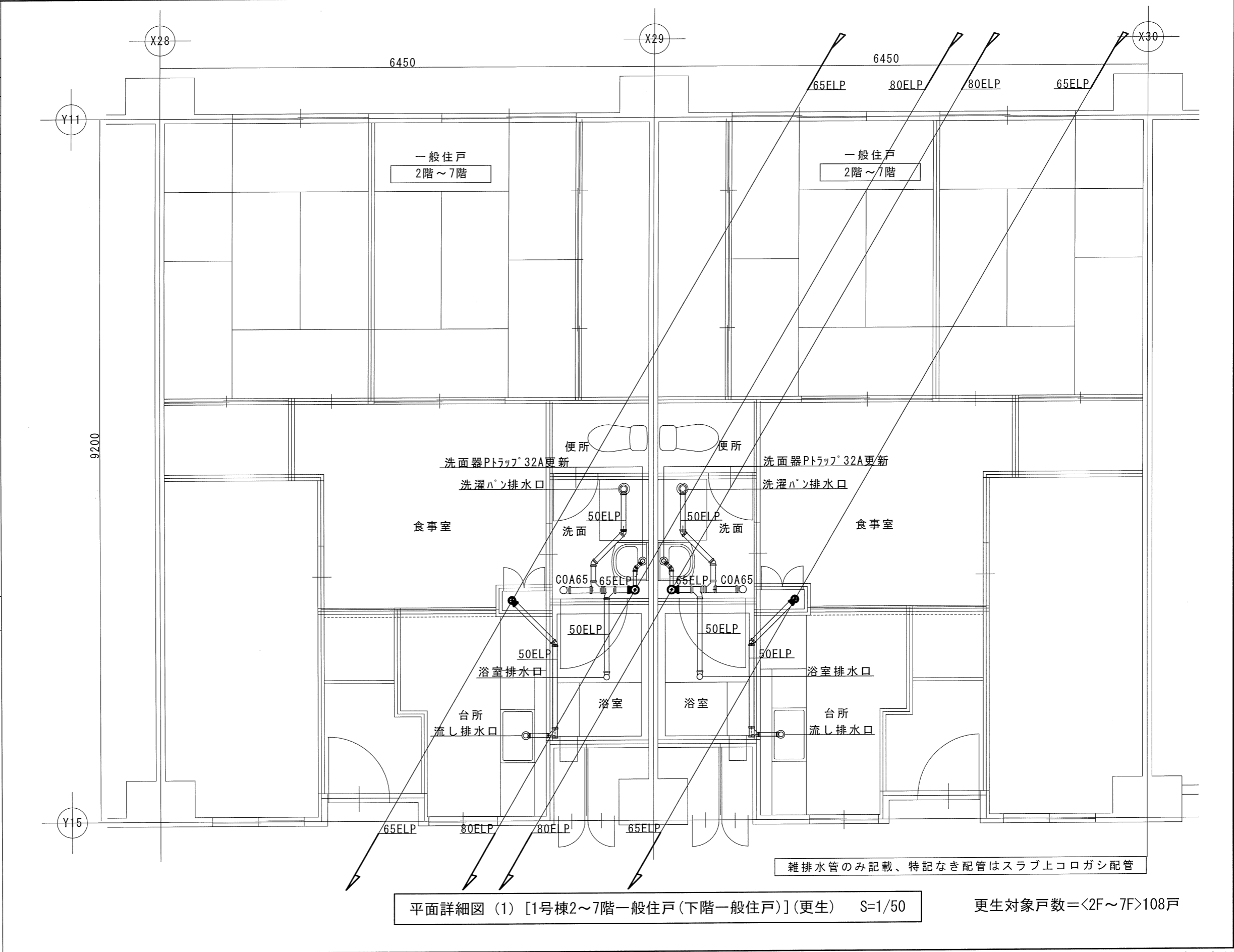
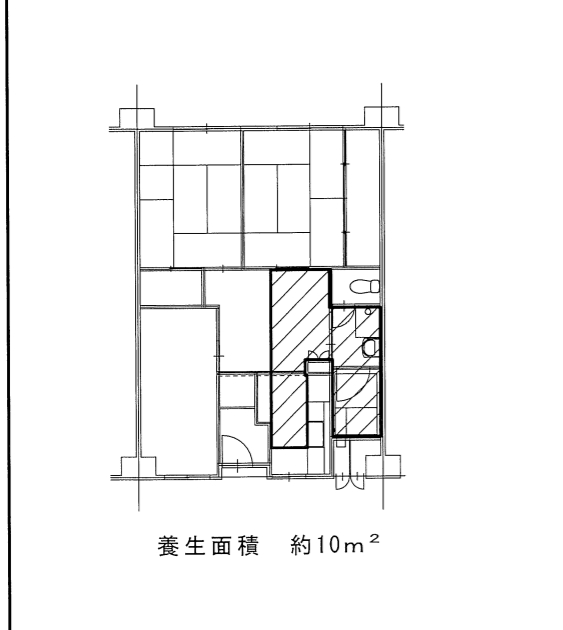
変更 記事	京都市南烏丸市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
	ただし、1号棟排水管改修工事	NO. 17 (24) 枚の内 NO. ( ) 枚の内	
	屋外平面図 [1号棟Y4-Y12] (現況・撤去・改修)	京都市住宅供給公社 令和 年 月	
	令和8年3月 S=1/100	維持工事課	



変更 記 事	京都市南烏丸市宮住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、1号棟排水管改修工事	NO. 18 (24) 枚の内		NO. ( ) 枚の内
	平面詳細図(1) [1号棟2~7階一般住戸(下階一般住戸)] (更生)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和8年3月 S=1/50、1/200	維持工事課		

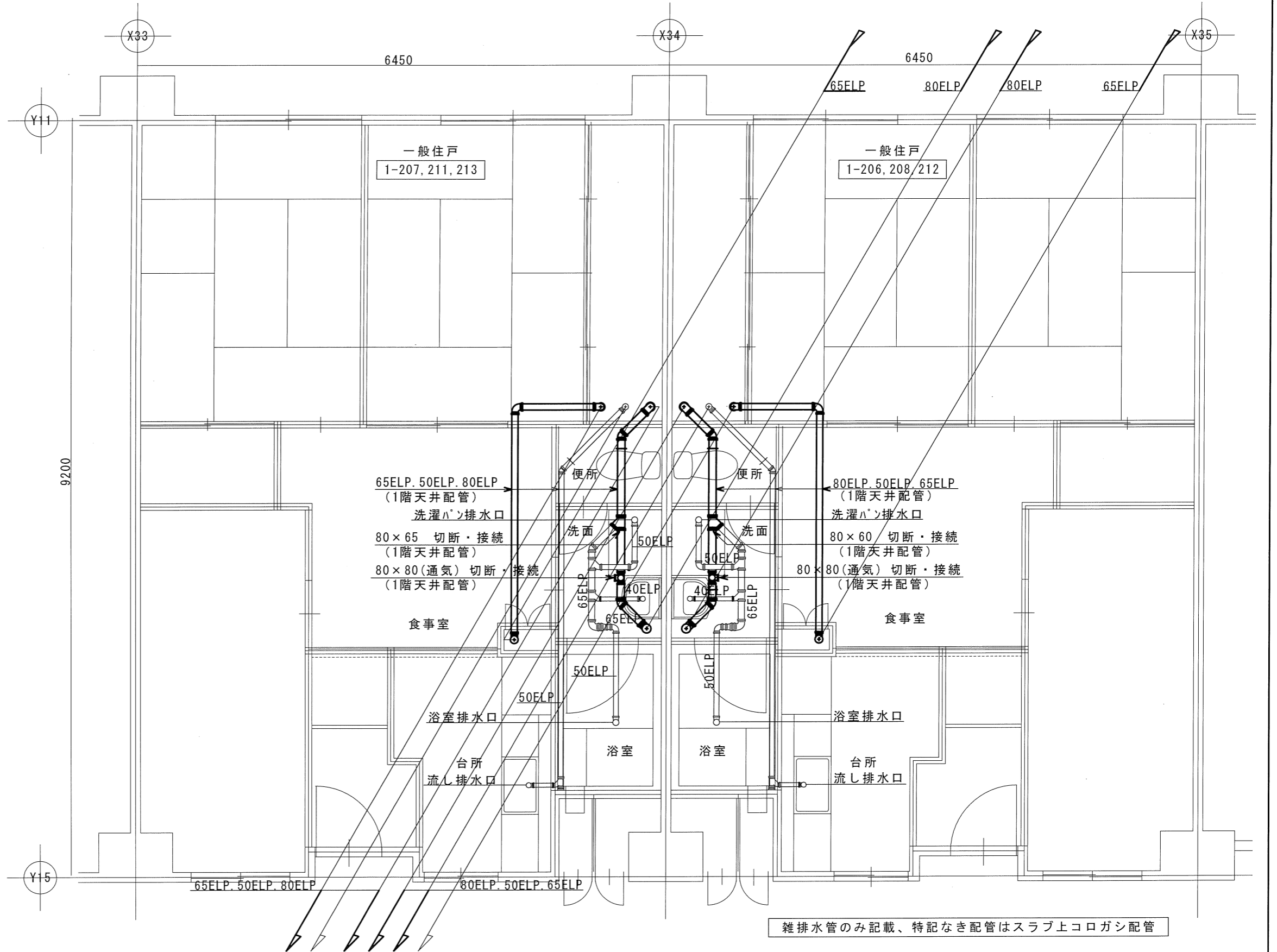
- 【特記事項】**
- [ 排水横枝管更生工事 ]
- ・排水横枝管の更生工事は、排水立主管からFRPサター工法にて行う。
  - (各階住戸の排水管及び通気管)
  - ・洗面器は排水トラップを更新する。
  - ・排水立管更生工事は系統図を参照。
- [ 住戸内排水管清掃 ]
- ・住戸内雑排水管の高圧洗浄を行う。
  - ・対象住戸：1号棟 全住戸
  - ・洗浄箇所：流し台排水、洗濯排水、洗面器排水、浴室排水
- [ 共通 ]
- ・住戸内作業では養生シート等を使用し、住戸内の汚損防止に努める。作業に伴う汚損が生じた場合は、受注者で清掃し必要に応じて補償を行うこと。

住戸内養生範囲(参考)  S=1/200



変更 記 事	京都市南烏丸市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、1号棟排水管改修工事	NO. 19 24 枚の内		NO. 〇 枚の内
	平面詳細図(2) [1号棟2階一般住戸(下階車いす住戸)] (更生)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和8年3月	S=1/50、1/200		維持工事課

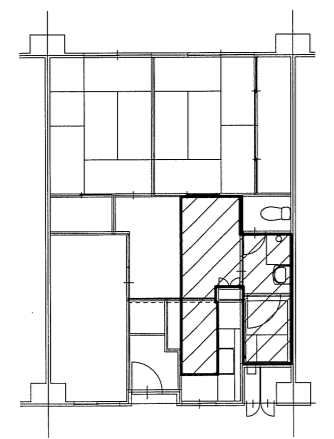
- 【特記事項】
- [ 排水主管横引き部／横枝管更生工事 ]
- ・排水主管横引き部の更生工事は、排水立主管からFRP継ぎ手工法にて行う。
  - ・排水主管横引き部の横枝管は、更生前に切断し、更生後に接続を行う。
  - ・洗面器は排水トラップを更新する。
  - ・排水立管更生工事は系統図を参照
- [ 住戸内排水管清掃 ]
- ・住戸内雑排水管の高圧洗浄を行う。
  - ・対象住戸：1号棟 全住戸
  - ・洗浄箇所：流し台排水、洗濯排水、洗面器排水、浴室排水
- [ 共通 ]
- ・住戸内作業では養生シート等を使用し、住戸内の汚損防止に努める。作業に伴う汚損が生じた場合は、受注者で清掃し必要に応じて補償を行うこと。



凡例

- 更生工事
- 既設 (高圧洗浄のみ)

住戸内養生範囲(参考) S=1/200

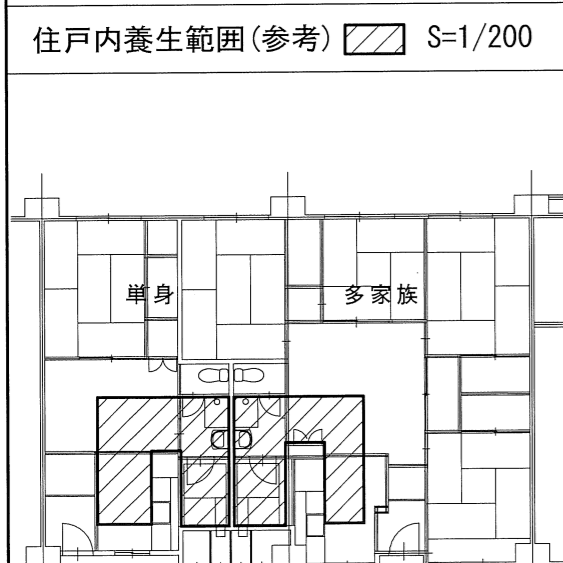


養生面積 約10m<sup>2</sup>

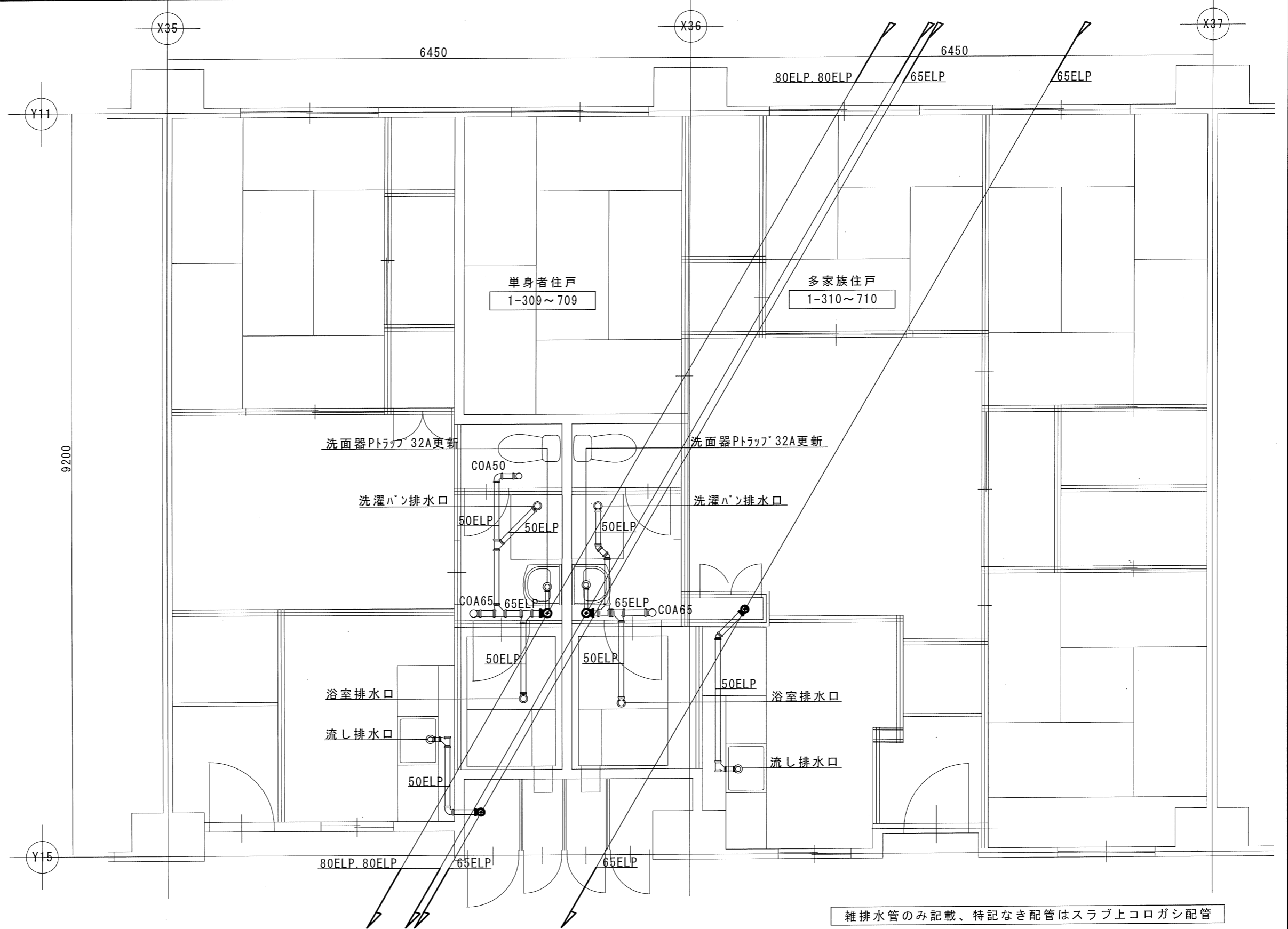
平面詳細図 (2) [1号棟2階一般住戸(下階車いす住戸)] (更生) S=1/50 更生対象戸数=〈2F〉6戸

変更 記 事	京都市南烏丸市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、1号棟排水管改修工事	NO. 20 24 枚の内		NO. 〇 枚の内
	平面詳細図(3) [1号棟3~7階単身者・多家族住戸(下階同住戸)] (更生)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和8年3月	S=1/50、1/200		維持工事課

- 【特記仕様】**
- [ 排水横枝管更生工事 ]
- ・排水横枝管の更生工事は、排水立主管からFRPサポーター工法にて行う。
  - (各階住戸の排水管及び通気管)
  - ・洗面器は排水トラップを更新する。
  - ・排水立管更生工事は系統図を参照
- [ 住戸内排水管清掃 ]
- ・住戸内雑排水管の高圧洗浄を行う。
  - ・対象住戸：1号棟 全住戸
  - ・洗浄箇所：流し台排水、洗濯排水、洗面器排水、浴室排水
- [ 共通 ]
- ・住戸内作業では養生シート等を使用し、住戸内の汚損防止に努める。作業に伴う汚損が生じた場合は、受注者で清掃し必要に応じて補償を行うこと。



養生面積 約10m<sup>2</sup> 養生面積 約9m<sup>2</sup>



平面詳細図 (3) [1号棟3~7階単身者・多家族住戸(下階同住戸)] (更生) S=1/50 更生対象戸数=〈3~7F〉10戸

変更 記事	京都市南烏丸市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、1号棟排水管改修工事	NO. 21 (24) 枚の内		NO. ( ) 枚の内
	平面詳細図(4) [1号棟2階单身者・多家族住戸(下階ピロティ)] (更生)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和8年3月	S=1/50、1/200		維持工事課

**【特記事項】**

[ 排水主管横引き部／横枝管更生工事 ]

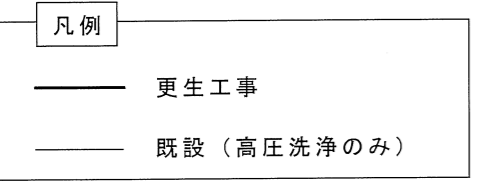
- ・排水主管横引き部の更生工事は、排水立主管からFRP継ぎ手にて行う。
- ・排水主管横引き部の横枝管は、更生前に切断し、更生後に接続を行う。
- ・洗面器は排水トラップを更新する。
- ・排水立管更生工事は系統図を参照

[ 住戸内排水管清掃 ]

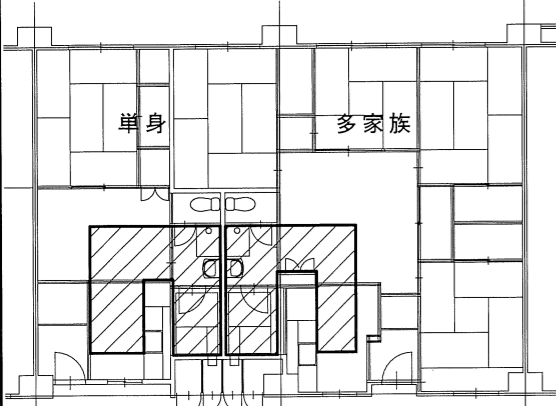
- ・住戸内雑排水管の高圧洗浄を行う。
- ・対象住戸：1号棟 全住戸
- ・洗浄箇所：流し台排水、洗濯排水、洗面器排水、浴室排水

[ 共通 ]

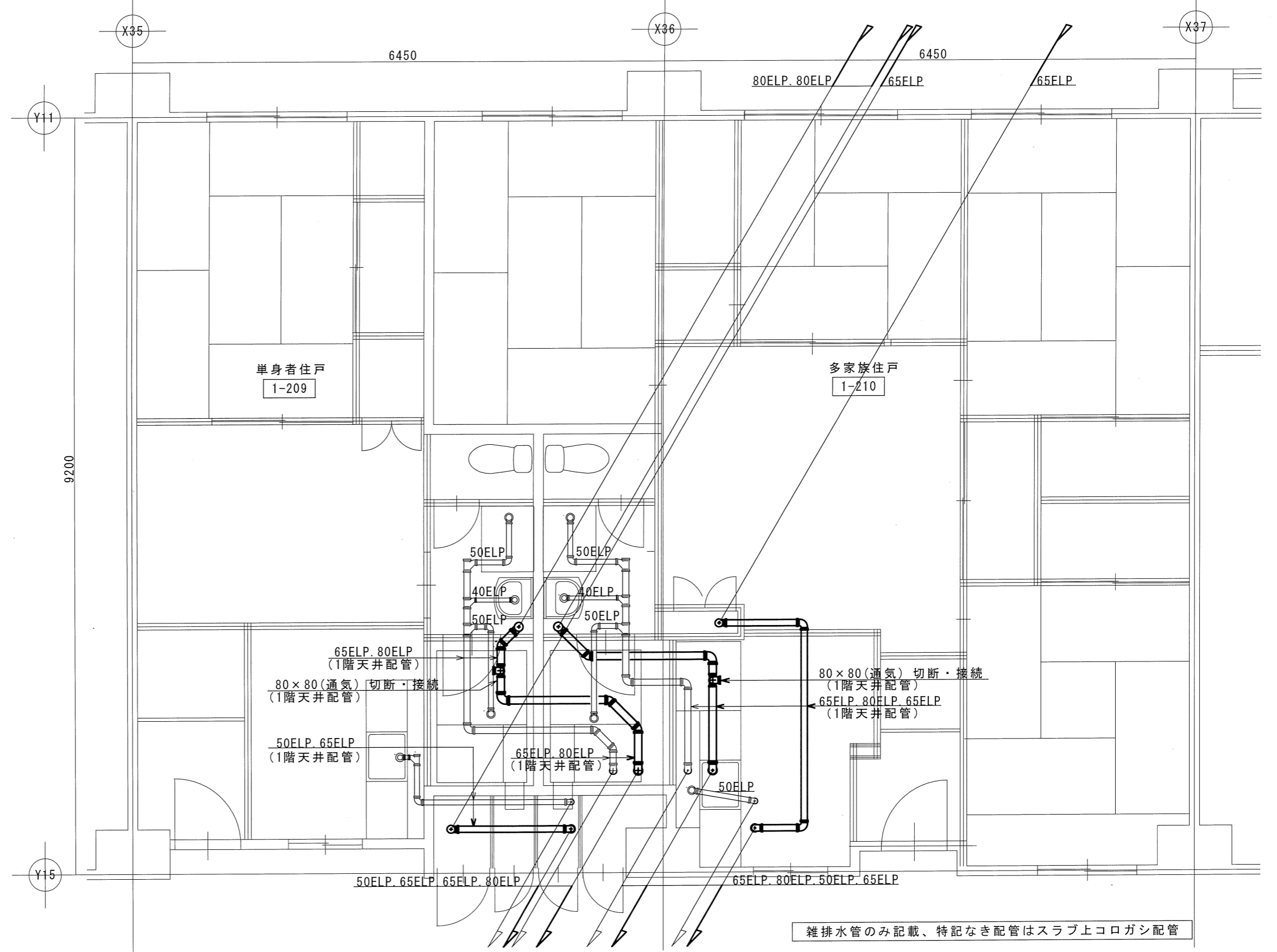
- ・住戸内作業では養生シート等を使用し、住戸内の汚損防止に努める。作業に伴う汚損が生じた場合は、受注者で清掃し必要に応じて補償を行うこと。



住戸内養生範囲(参考) S=1/200



養生面積 約10m<sup>2</sup> 養生面積 約9m<sup>2</sup>

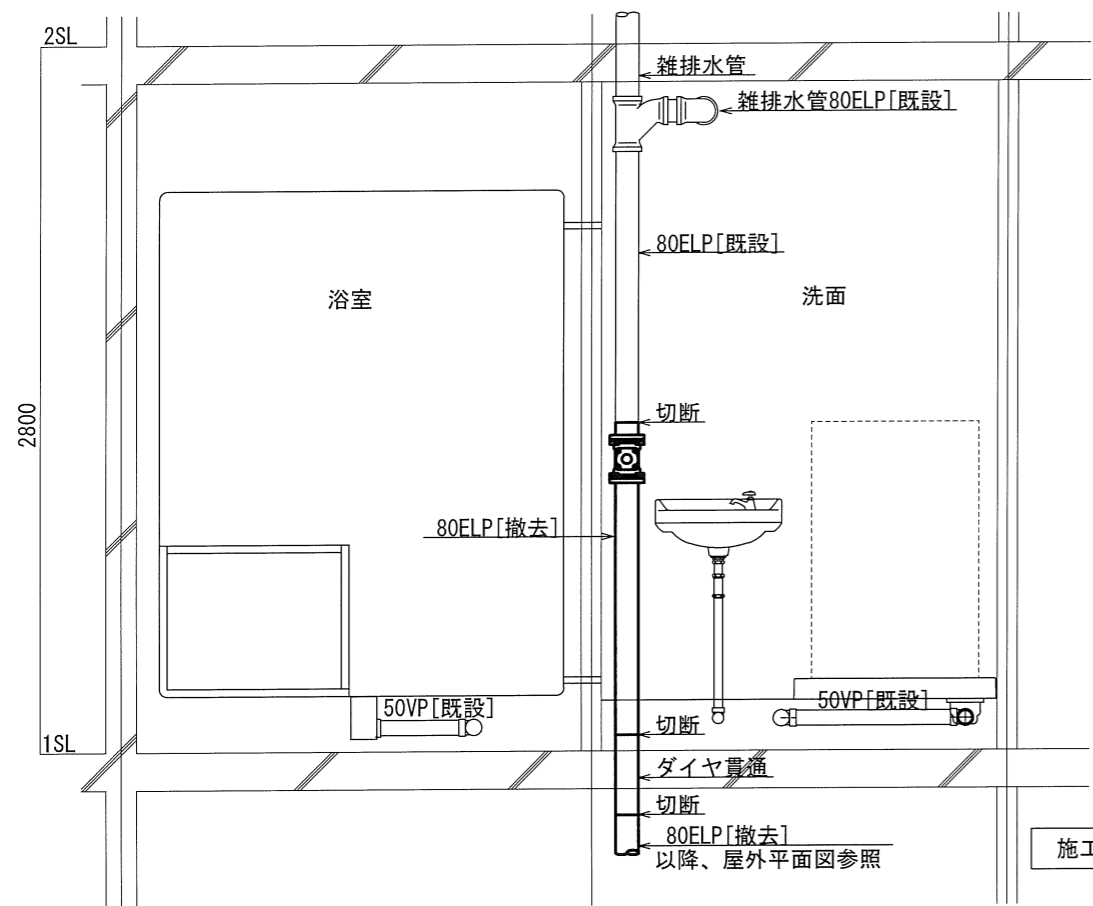


雑排水管のみ記載、特記なき配管はスラブ上コロガシ配管

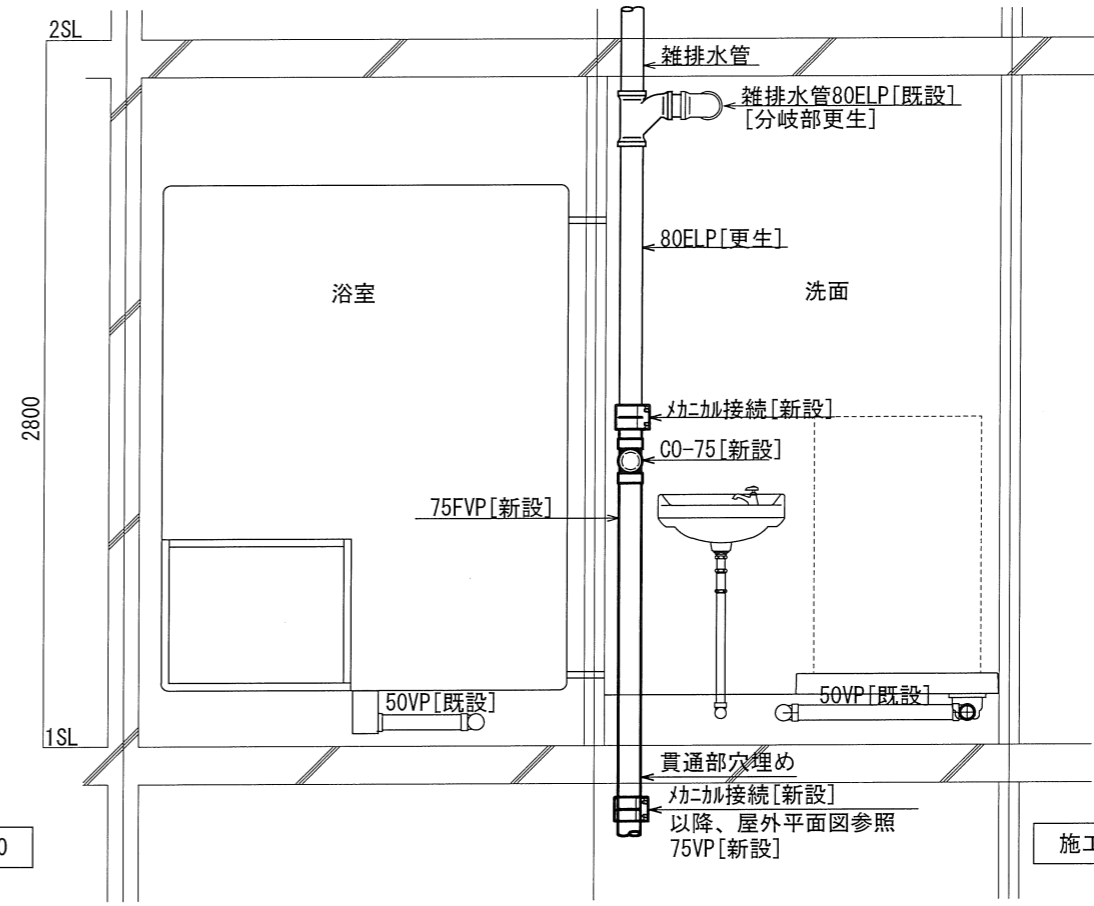
平面詳細図 (4) [1号棟2階单身者・多家族住戸/1階ピロティ] (更生) S=1/50

更生対象戸数=<2F>2戸

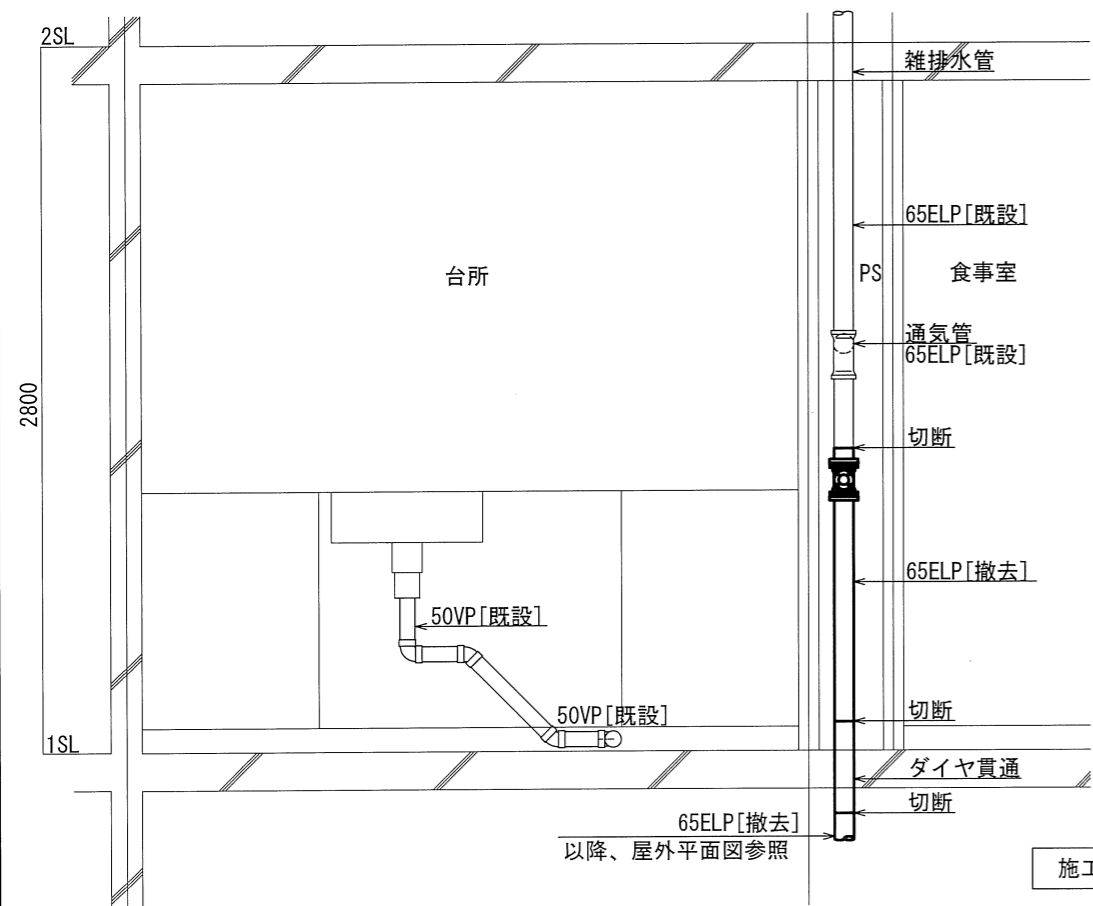
変更 記事	京都市南烏丸市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、1号棟排水管ほか改修工事	NO. 22 (24) 枚の内		NO. ( ) 枚の内
	施工要領図[最下階]	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和8年3月	S=1/30		維持工事課



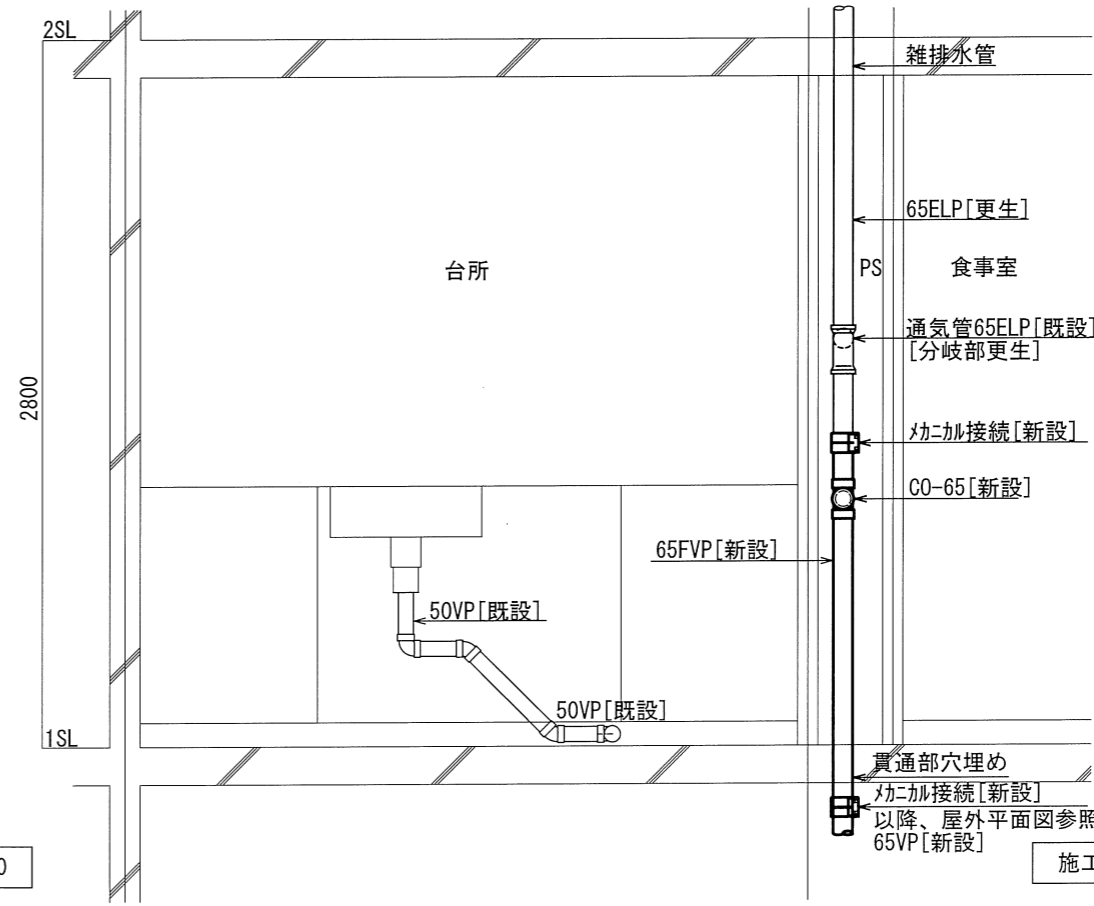
施工要領図 [最下階] 〈現況・撤去〉 S=1/30



施工要領図 [最下階] 〈改修〉 S=1/30

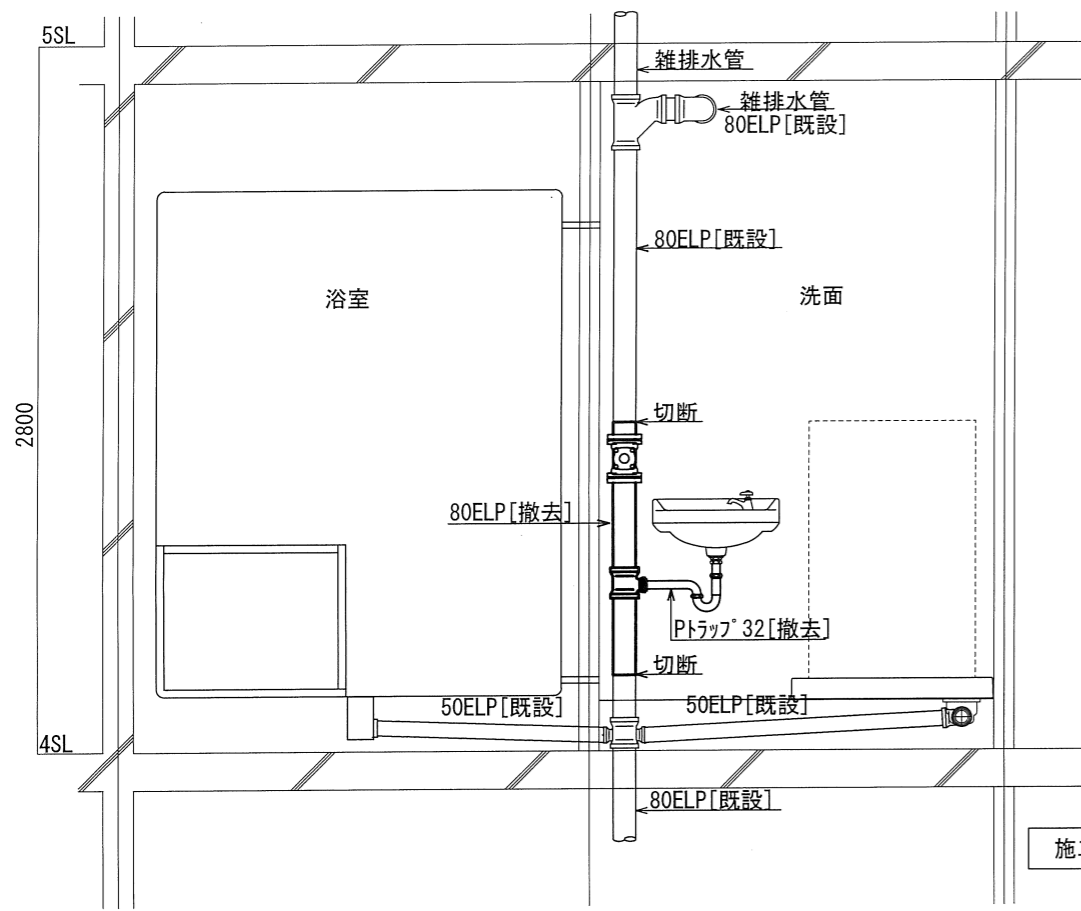


施工要領図 [最下階] 〈現況・撤去〉 S=1/30

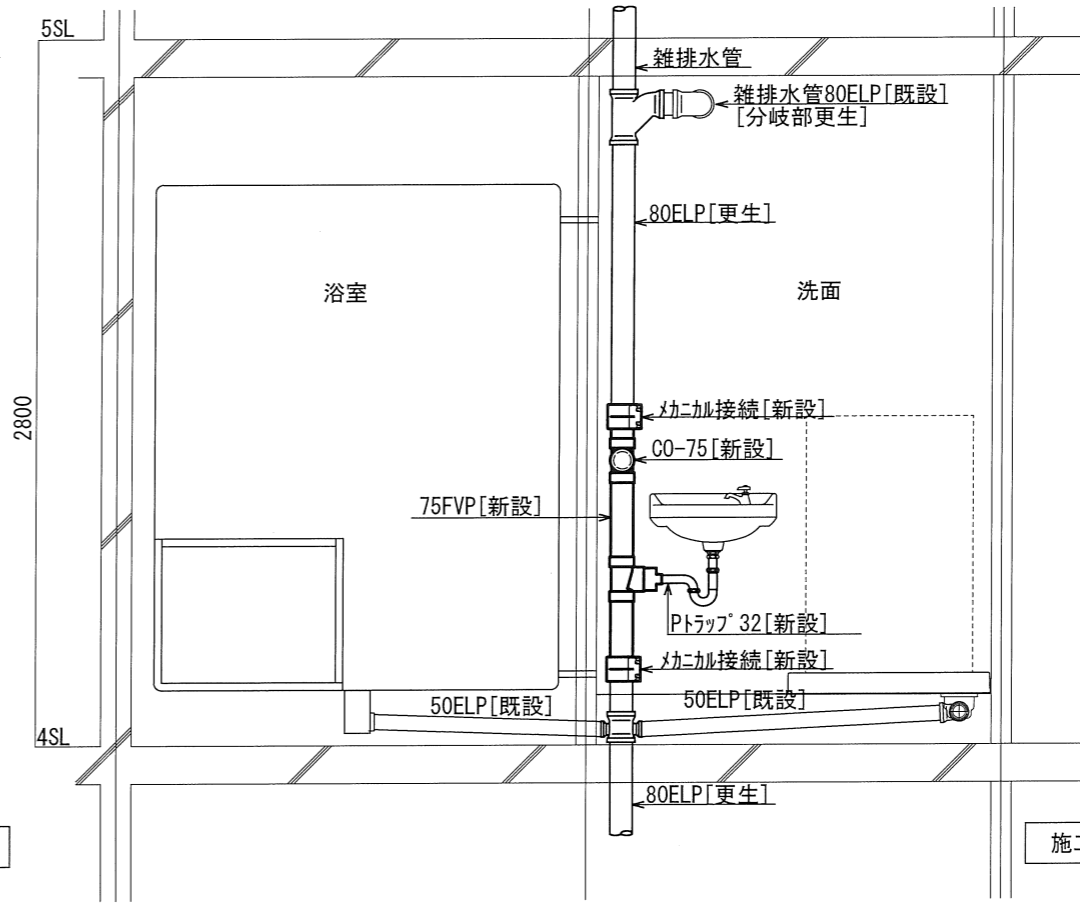


施工要領図 [最下階] 〈改修〉 S=1/30

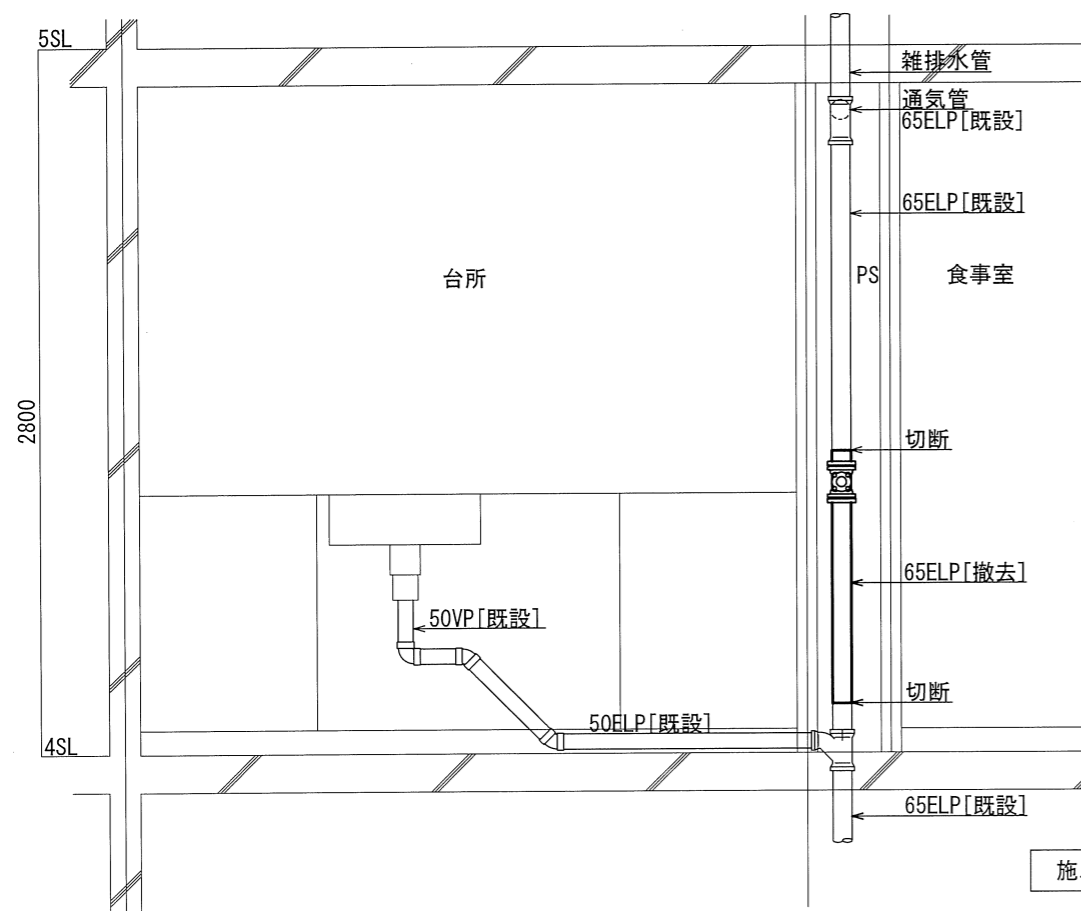
変更 記事	京都市南烏丸市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、1号棟排水管改修工事	NO. 23 24 枚の内		NO. 〇 枚の内
	施工要領図[中間階]	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和8年3月 S=1/30	維持工事課		



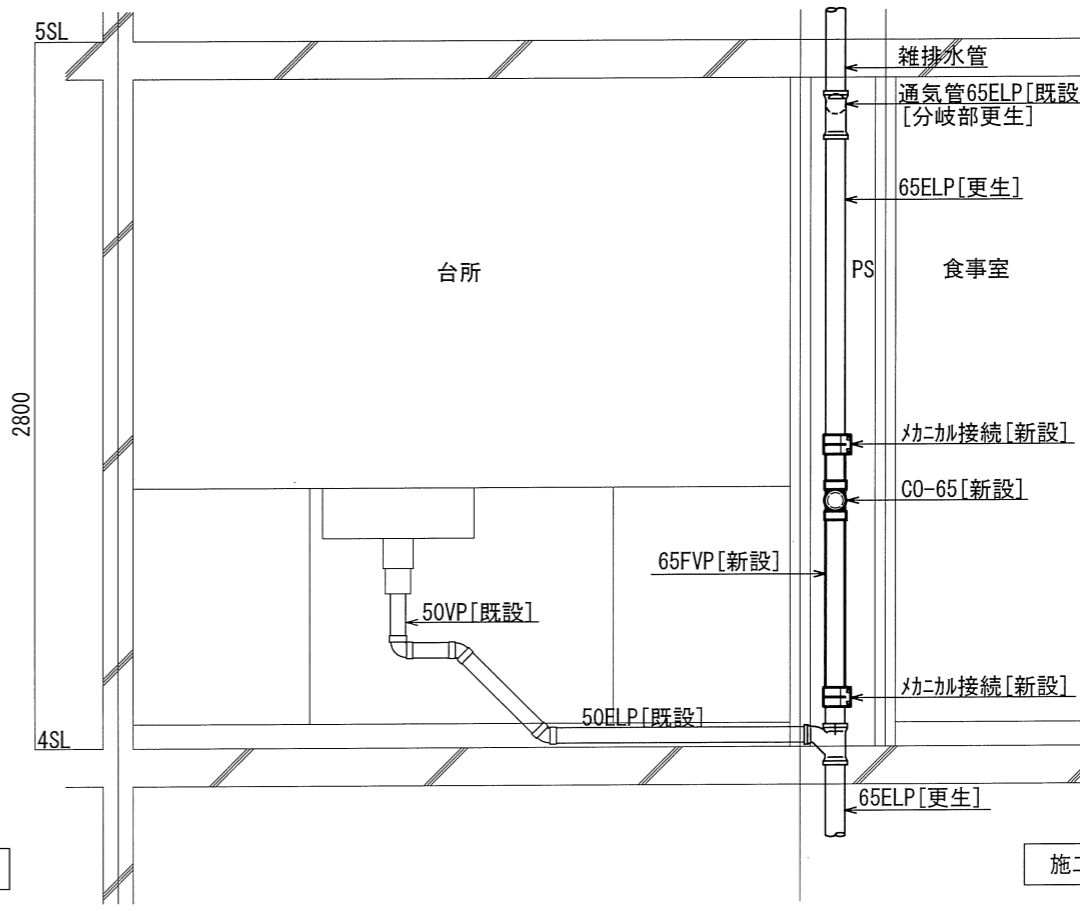
施工要領図 [中間階] 〈現況・撤去〉 S=1/30



施工要領図 [中間階] 〈改修〉 S=1/30

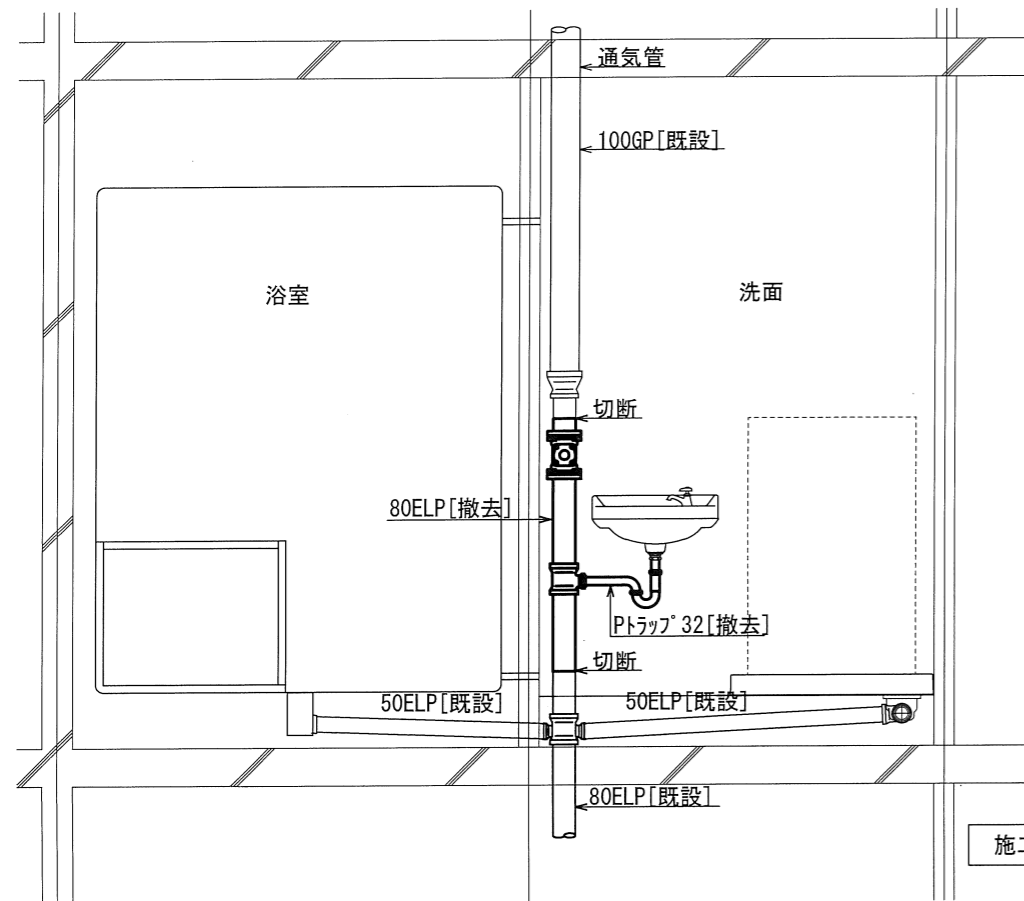


施工要領図 [中間階] 〈現況・撤去〉 S=1/30

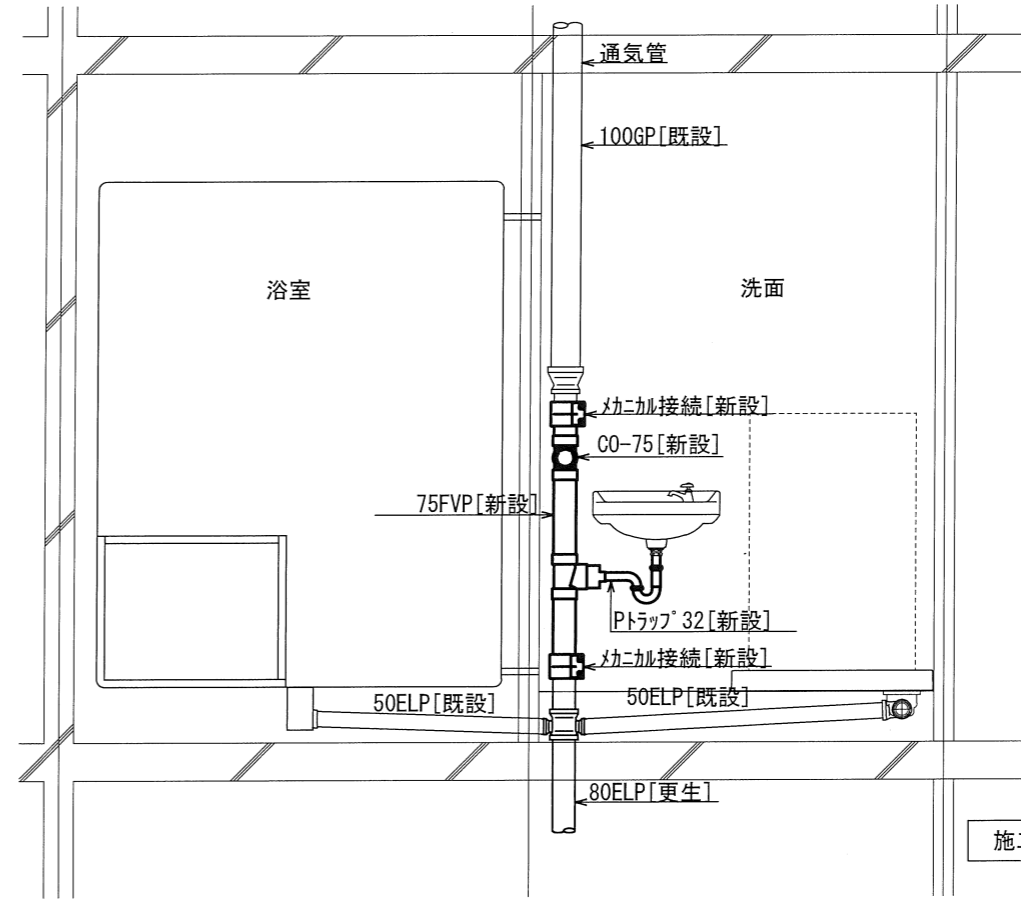


施工要領図 [中間階] 〈改修〉 S=1/30

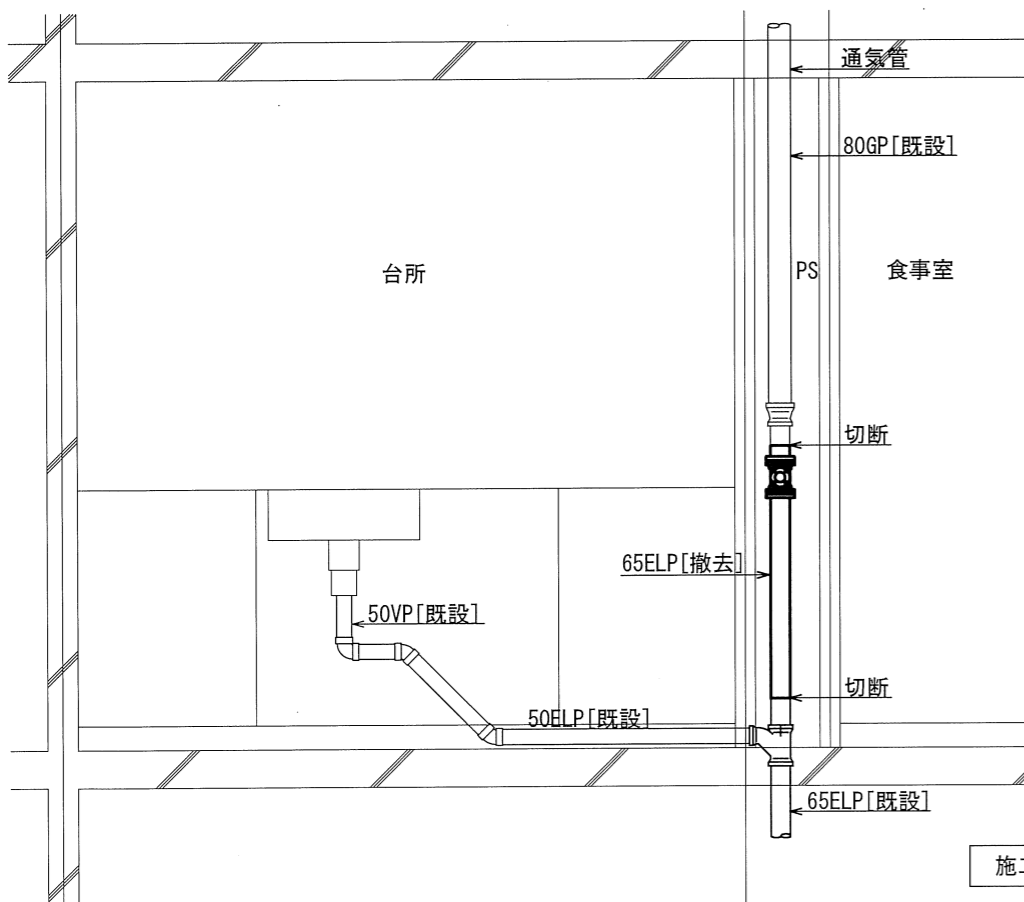
変更 記事	京都市南烏丸市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、1号棟排水管改修工事	NO. 24 24 枚の内		NO. 枚の内
	施工要領図[最上階]	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和8年3月	S=1/30		維持工事課



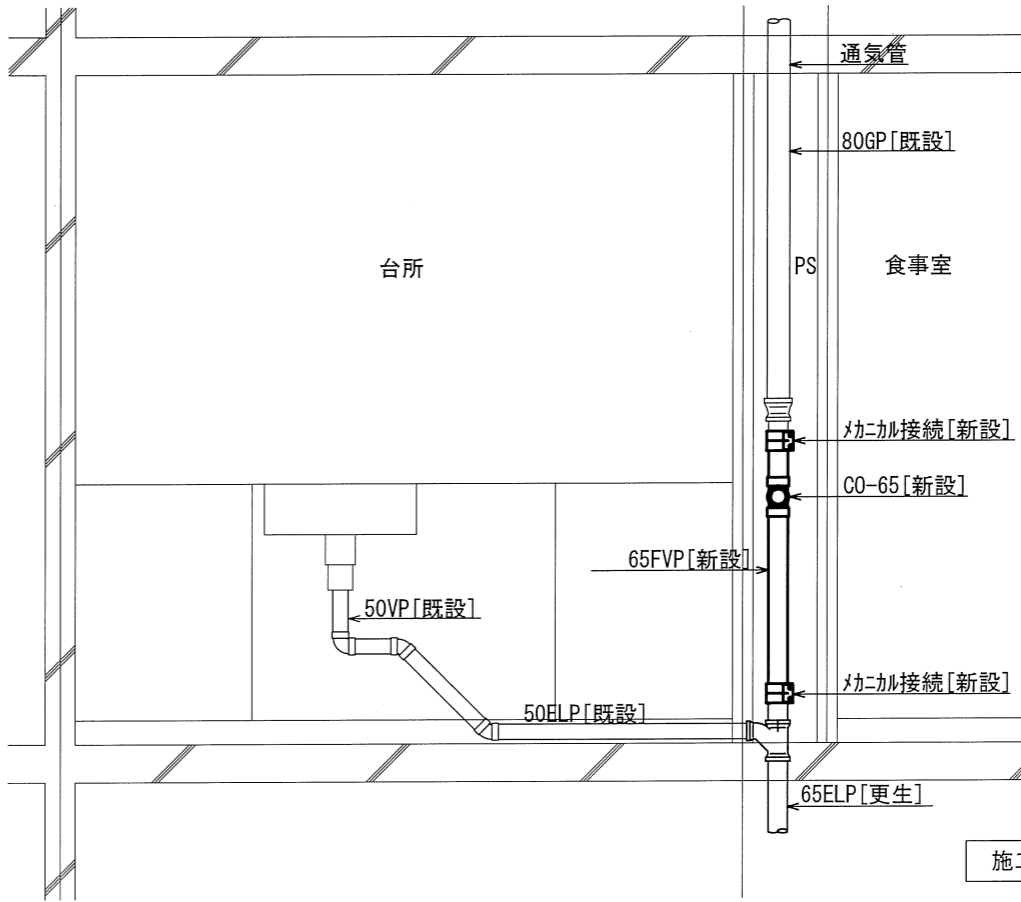
施工要領図 [最上階] 〈現況・撤去〉 S=1/30



施工要領図 [最上階] 〈改修〉 S=1/30



施工要領図 [最上階] 〈現況・撤去〉 S=1/30



施工要領図 [最上階] 〈改修〉 S=1/30